

県議会令和3年2月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

【審査事項】 文化の振興について

頁	説 明 内 容
---	---------

1～5	個性ある地域文化の振興について
-----	-----------------

【委員会の意見・提言】

頁	意見・提言の内容
---	----------

6	教育改革について
---	----------

6	グローバル人材の育成について
---	----------------

7	スポーツの振興について
---	-------------

7	文化の振興について
---	-----------

個性ある地域文化の振興について

資料

埼玉県文化芸術振興計画の施策体系

戦略1

県民誰もが生き生きと文化芸術活動をできる基盤の整備

(2ページ)

- ・埼玉県文化振興基金の活用による資金助成
- ・アーティストボランティアコンサート
- ・障害者芸術文化活動支援センターの運営支援
- ・県立博物館施設における企画展等の開催

(文化振興課)
(文化振興課)
(障害者福祉推進課)
(文化資源課)

戦略2

埼玉らしさの発見と世界への情報発信

(3ページ)

- ・蜷川レガシーの継承と新たな展開
- ・童謡コンサート
- ・国指定文化財に指定・答申された県内の文化財
- ・埼玉が有する文化資源の新たな魅力発信

(文化振興課)
(文化振興課)
(文化資源課)
(文化資源課)

戦略3

文化芸術の力で地域の活カづくり

(4ページ)

- ・下総院一音楽賞
- ・文化施設等と連携した地域の活性化

(文化振興課)
(文化資源課)

戦略4

文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援

(4ページ)

- ・学校への出張講座
- ・文化部活動における取組
- ・文化芸術に触れる授業等の取組

(文化振興課)
(高校教育指導課)
(高校教育指導課)

戦略5

埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現

(5ページ)

- ・埼玉WABI SABI大祭典2020
- ・オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業
- ・埼玉県芸術文化祭2020

(文化振興課)
(文化振興課)
(文化資源課)

戦略1 県民誰もが生き生きと文化芸術活動ができる基盤の整備

【趣旨】埼玉県文化振興基金を活用し文化団体等の活動を支援するとともに、県立博物館施設において様々な企画展等を開催するなど、文化芸術に親しみやすい環境を提供する。

【取組内容】

1 埼玉県文化振興基金の活用による資金助成 (予算額 9,585千円)

埼玉県文化振興基金を昭和59年に設置し、県民の文化活動を資金的に支援。
(令和元年度末現在高:4億1,134万1,047円)

(1)活動成果サポート

アマチュア文化団体が、日頃の活動や練習の成果を広く県民に発表・公開する場合に助成。

- ・助成限度額 対象経費の1/2 (限度額20万円)
- ・助成予定額 102万円 (6件)

(2)伝統芸能サポート

国、県又は市町村指定の無形民俗文化財の保存団体が行う後継者育成や備品整備等に助成。

- ・助成限度額 定額(限度額20万円)
- ・助成予定額 527万円 (30件)

(3)次世代未来サポート

子供を対象とした文化芸術の体験と鑑賞、文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的とした体験型の講座等に助成。

- ・助成限度額 定額(限度額20万円)
- ・助成予定額 98万円 (7件) (文化振興課)



アンサンブル演奏会
(越谷音楽アンサンブル)



修繕を終えた外道面
(広瀬雛子保存会)



能体験教室
(埼玉県芸能文化振興会)

2 アーティストボランティアコンサート (予算額 3,568千円)

ボランティアで演奏活動を行う音楽家と社会福祉施設等の橋渡しを行い、芸術鑑賞に出かけることが難しい施設入所者などを対象とした出張コンサートの開催を支援。
(令和3年1月末現在:12件)

コロナの影響で多くの開催が困難であったため、ボランティアアーティストの活動動画を配信。(24本)

3 障害者芸術文化活動支援センターの運営支援 (予算額 7,000千円)

相談支援、人材育成、ネットワーク構築等を行う支援拠点の運営費を補助
交付決定額 700万円 (2団体) (障害者福祉推進課)

4 県立博物館施設における企画展等の開催

(1)主な展覧会

各館で以下の展覧会を開催した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年2月29日(土)から全館を臨時休館とし、5月以降順次開館。その後、令和2年12月24日(木)から再び全館を臨時休館とした。

施設名	内容
歴史と民俗の博物館	企画展「新収集品展2018・2019」 令和2年10月10日(土)～令和2年11月23日(月・祝) ほか
さきたま史跡の博物館	企画展「唐人埴輪の世界」 令和2年9月12日(土)～令和2年11月23日(月・祝) ほか
嵐山史跡の博物館	企画展「戦国の比企 境目の城」 令和2年12月5日(土)～令和3年2月14日(日) ほか
近代美術館	企画展「上田薫」 令和2年11月14日(土・県民の日)～令和3年1月11日(月・祝)ほか
自然の博物館	特別展「埼玉記念物100年ー埼玉の天然記念物ってどう思いますか?ー」 令和2年9月26日(土)～令和3年2月28日(日) ほか
文書館	企画展「生活に役立つ地図-マイホーム・防災・子育て・レジャーにも-」 令和2年7月1日(水)～令和2年9月4日(金) ほか
さいたま文学館	企画展「文学に描かれた埼玉の『城』」 令和2年10月17日(土)～令和2年12月13日(日) ほか
川の博物館	特別展「楽しい美味しい江戸の水辺」 令和2年7月11日(土)～令和2年9月6日(日) ほか

(2)#おうちでミュージアム

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した県立博物館・美術館の展覧会や収蔵品などをSNSを通じて紹介する取組。展示の様子や博物館にちなんだ学習コンテンツを自宅でも楽しんでいただけるよう、動画や写真を用いて発信。2度の臨時休館に際し、広く周知を図った。

・実施例

- 特別展「武蔵国の旗本」動画
歴史と民俗の博物館
- 歴史と民俗の博物館・特別展「武蔵国の旗本」の動画、写真による紹介
- 自然の博物館:「動画で学ぶ身近な自然」と題し、はねを広げた昆虫標本の作り方など9本の動画を公開 (文化資源課)



特別展「武蔵国の旗本」動画
歴史と民俗の博物館

戦略2 埼玉らしさの発見と世界への情報発信

【趣旨】 埼玉県が誇る彩の国さいたま芸術劇場の質の高い舞台芸術作品の提供のほか、童謡など埼玉文化に触れる機会の提供を行う。また、埼玉県に所在する国指定等の文化財を適切に保存するとともに、文化財への興味を喚起する取組等を通して次世代への確実な継承を図る。

【取組内容】

- 1 蜷川レガシーの継承と新たな展開** (予算額 74,188千円)
 故蜷川幸雄彩の国さいたま芸術劇場芸術監督のレガシーを生かし、質の高い芸術作品を提供。
 「創造する劇場」としての作品づくりとして「さいたまネクスト・シアター」を継承し新作を公演。
 彩の国シエイクスピア・シリーズ第36弾「ジョン王」、さいたまゴールド・シアター第8回公演「聖地2030」及び「現代能」は中止。
 ・公演名 「作者を探す六人の登場人物」
 ・開催日 令和2年12月25日(金)～27日(日) 全3公演
 ・開催場所 彩の国さいたま芸術劇場 小ホール
 ・出演者 さいたまネクスト・シアター
 ・来場者数 569人



さいたまネクスト・シアター公演「作者を探す六人の登場人物」撮影 宮川舞子 (文化振興課)

- 2 童謡コンサート** (予算額 2,008千円)
 童謡のふるさと埼玉を広くPRし、次世代を担う子供たちに優れた童謡音楽を継承していくことを目的として、童謡コンサートを開催。
 ・開催日 令和2年12月12日(土)
 ・開催場所 埼玉会館 大ホール
 ・出演 埼玉県警察音楽隊・カラーガード隊、
 稲村なおこ(童謡歌手)
 ・来場者数 456人



埼玉県警察音楽隊

稲村なおこ(童謡歌手) (文化振興課)

- 3 国指定文化財に指定・答申された県内の文化財**
「上尾の摘田・畑作用具」(上尾市)(令和3年1月15日文化審議会答申)
 大宮台地で行われた稲の直播き栽培である摘田と、麦・サツマイモ等畑作に用いられた農耕用具コレクションで、稲栽培や農耕の変遷を理解する上で重要。
 (文化資源課)



- 4 埼玉が有する文化資源の新たな魅力発信**
 令和元年度に国の特別史跡に昇格した埼玉古墳群の魅力新たな切り口で発信し、幅広い世代の興味関心を喚起する事業を実施。
(1) 古墳の新たな魅力を発信
 アーティストが制作した特別仕様車に乗り、埼玉古墳群を様々な視点から眺めるプロジェクトを実施。
 アートの切り口により、新規客層の呼び込みに成功。
 ・開催日 令和2年11月14日(土)、15日(日)
 ・開催場所 ささたま史跡の博物館
 ・体験者数 124人(事前申込制)
 ・企画 現代アートチーム目[mé]



アート・プロジェクト
 「埼玉古墳群 抽象景色」

- (2) 古墳への理解を深める**
 埼玉古墳群内の前方後円墳「鉄砲山古墳」について、最新の発掘成果に基づき、多角的な視点から捉えるシンポジウム「鉄砲山古墳を掘る」を開催。
 ・開催日 令和2年11月15日(日)
 ・開催場所 行田市教育文化センター「みらい」文化ホール
 ・基調講演 「前方後円墳の新展開―関東の後期大型前方後円墳の盛衰―」
 講師:白井久美子氏(千葉県立房総のむら)
 ・参加者数 195人(事前申込制)



稲荷山古墳ドローン撮影映像
 (文化資源課)

- (3) 先端技術を活用した魅力発信**
 埼玉古墳群の360度映像をドローンで撮影し、上空からの視点で全9基の古墳間を移動するVRコンテンツを制作・提供。
 ・公開時期 令和3年3月(予定)

戦略3 文化芸術の力で地域の活力づくり

【趣旨】埼玉県出身の偉人など地域にある文化資源を活用し、文化芸術の力で地域活性化を図る。
県立博物館が地域の文化施設、各種団体等と連携し、様々な取組を行う。

【取組内容】

- 1 下総皖一音楽賞 (予算額 556千円)
日本近代音楽の基礎を作った下総皖一の業績を讃えて本県ゆかりのプロの音楽家を表彰。
令和2年度の受賞者は以下のとおり。



天沼 裕子氏 (指揮者・作曲家・ドイツヴェルツブルグ音楽大学オペラ科主任教授及び指揮科教授、鴻巣市出身)
国内外で幅広く活躍する指揮者、作曲家、音楽教育家。女性指揮者の第一人者として活躍し、現在、教育者としてドイツを拠点に活動。



下総皖一

戸部 豊氏

(トランペット奏者、武蔵野音楽大学名誉教授)
日本を代表するトランペット奏者で音楽教育家。武蔵野音楽大学(入間キャンパス)では音楽教育に力を注ぎ、優秀な声楽家を多数輩出するなど本県音楽文化の向上に貢献。

(文化振興課)

2 文化施設等と連携した地域の活性化

(1)天然記念物に会いに行こう！シールラリー

自然の博物館特別展「埼玉記念物100年ー埼玉の天然記念物ってどう思いますか？ー」の開催を記念して、こども動物自然公園、さいたま水族館と連携し、3つの施設を訪問してシールを集めるとオリジナルグッズがもらえるキャンペーンを実施した。

- ・令和2年12月1日(火)～令和3年4月11日(日)

(2)地域住民参画による新たなグッズ開発

国の特別史跡に昇格した埼玉古墳群をより身近に感じてもらうため、古墳群や埴輪等の出土品を元にした新たなグッズのアイデアを一般県民等から募集し、行田商工会議所の協力を得て試作品を制作予定。

- ・アイデア応募数113件(Twitter、Instagram等)

- ・以下4件を試作(令和3年3月)

- ①盾持人埴輪ミニオープンセット
- ②神獸鏡月餅
- ③埼玉古墳群チョコプレート
- ④古墳ミトン&スリッパ

埼玉古墳群チョコプレート
(応募デザイン)

(文化資源課)

戦略4 文化芸術で次世代を牽引する人材の発掘・支援

【趣旨】小・中学校への出張講座、部活動などにより、次代を担う子供たちの文化芸術活動の機会の充実等により、文化の担い手となる人づくりを進める。

【取組内容】

- 1 学校への出張講座 (予算額 3,346千円)
(1)ミート・ザ・ミュージック
小・中学校に若手の音楽家を派遣し、身近な距離で音楽を聴き、体験する楽しさを提供。
・令和2年10月～令和3年2月 5校で実施
- (2)ミート・ザ・ダンス
中学校にプロのダンサー兼振付家を派遣し、身体を使って自己表現する楽しさを提供。
・令和2年10月～令和2年12月 3校で実施



ミート・ザ・ミュージック



ミート・ザ・ダンス(©matron)

(文化振興課)

2 文化部活動における取組 (予算額 13,343千円)

(1)第37回 埼玉県高等学校総合文化祭の開催

- ・開催期間：令和2年9月～令和3年2月

(2)第44回 全国高等学校総合文化祭(高知県)

への派遣

- ・開催期間：令和2年7月31日(金)～10月31日(土)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催。



動画配信による告知

(高校教育指導課)

3 文化芸術に触れる授業等の取組

芸術(音楽・美術・書道)の授業や総合的な探究の時間などにおいて文化芸術の鑑賞や、創造的な活動等を実施。

(高校教育指導課)

戦略5 埼玉の文化芸術の力を結集し、次世代に継承される文化プログラムの実現

【趣旨】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、多様な人たちが参加する埼玉県版文化プログラムを展開することにより、本県の文化芸術の振興を図る。

【取組内容】

- 1 埼玉WABI SABI大祭典2020** (予算額 43,323千円)
 盆栽・書道・伝統芸能・和楽器など埼玉の和文化的魅力を発信するイベント。
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前に収録動画と無観客ライブをオンラインで配信。高校生の和文化的動画を募集し、公開。
- ・開催日 令和2年11月22日(日)
 - ・出演者 県内の伝統芸能団体など計17団体
 - ・高校生和文化動画応募数 21団体
 - ・視聴数 約30,000回(11/22～1/25)



書道パフォーマンスの様子



琴と尺八のコロナボ演奏

(文化振興課)

- 2 オール埼玉で彩る文化プログラム公募事業** (予算額 14,035千円)
 ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を盛り上げる文化事業に助成。

- (1) 地域リーダーデザインプログラム部門
- ・助成限度額 対象経費の2/3(限度額300万円)
 - ・助成予定額 640万円(4件)
- (2) 地域彩りプログラム部門
- ・助成限度額 対象経費の2/3(限度額20万円)
 - ・助成予定額 160万円(10件)



出演者全員がマスクをして開催したオペラ公演
 (渋沢平九郎プロジェクト「歌劇 幕臣 渋沢平九郎」)

メキシコの作家との交流を生かした美術イベントの開催
 (2020CAFネビュラ展 -埼玉・メキシコ合流点-)

(文化振興課)

- 3 埼玉県芸術文化祭2020** (予算額 10,234千円)
 多くの県民に発表と交流の場を提供することにより、県民の芸術文化活動の参加意欲を喚起し、地域文化の振興に寄与することを目的として実施。
 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域文化事業(当初51団体を予定)、ふれあい事業(当初60事業を予定)、文化団体・イベントマッチング事業が一部中止・縮小。第70回埼玉県美術展覧会は延期。

(1) 地域文化事業

- 市町村や文化団体が主体となり、伝統芸能、音楽コンサート、美術展覧会など地域に密着した多彩な事業を実施。
- ・開催期間 令和2年8月～12月
 - ・実施団体数 14団体(4市町、10団体)



第13回地域伝統芸能今昔物語
 (熊谷市事業)

(2) 芸術文化ふれあい事業

- 県内の文化団体の専門家が指導者として学校や公民館などに出向き、県民に様々な文化芸術活動を体験できる機会を提供。特に障害者支援施設等の多様な施設における事業活用を図り、障害者ダンスなどの提供メニューを拡充。
- ・メニュー数 49メニュー(箏の演奏、日本舞踊、和太鼓の演奏、折り紙、障害者ダンス等)
 - ・実施事業数 33事業(見込み)



和太鼓体験の様子

(3) 文化団体・イベントマッチング事業

- 発表の機会を求める文化団体と、県内で開催されるイベントの主催者をマッチングすることで、県内各地で様々なジャンルの文化芸術活動の発表、鑑賞、体験の機会を提供する新規事業。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベントの中止・規模縮小等のためモデルケースのみ実施。
- ・参加イベント 1事業(埼玉フェア2020)
 - ・参加団体 2団体(折り紙体験、写真作品展示)



令和2年度 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 意見・提言

1 教育改革について

- (1) 学校教育のオンライン化が加速する中においても、子供たちが人との関わりの中で豊かに学び、教職員が専門性を発揮することができるよう、コンピュータ端末だけではなく教職員も増やすこと。
- (2) GIGAスクール構想における1人1台端末の実現に関しては、端末に多大な予算を充てるのではなく、学校等の通信ネットワークの増強を重点的に行うよう各市町村を指導すること。
- (3) 特別支援学校卒業後に一般就労を目指す生徒にとって、実習経験は有意義かつ効果的であるため、共生社会の実現に向けて関係部局に協力を求め、実習の場の拡充に努めること。
- (4) 共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進のため、新たな教育改革に取り組むこと。
- (5) 協調学習の教材である1,710件のデータベースを基に、個々の生徒に対して確実にフィードバックすること。
- (6) コロナ禍におけるアクティブ・ラーニングの方法を早急に考えて、それぞれの学校に提案すること。

2 グローバル人材の育成について

- (1) 留学への支援については、留学申請者の経済面でのハードルがより低くなるように、提携留学ローンの金利や金額等の調整に加え、見直しを随時行うこと。
- (2) スーパーグローバルハイスクールについては、新たに指定された高校も引き続き取り組めるようにするとともに、その実績を他の高校への活動へもつなげていくこと。
- (3) 外国語指導助手（ALT）について、授業の空白を作らないようにスキルを持った人員を速やかに配置すること。

- (4) 教育にとっても人生にとっても大切な、感受性を育成できる芸術鑑賞会について、力を入れること。
- (5) 日本人としての自信と誇りが身に付くよう、グローバル人材の育成に向けて、更なる教育の推進を行うこと。

3 スポーツの振興について

- (1) プラチナキッズ、プラチナジュニア、プラチナアスリートのそれぞれの選考については、人数枠にとらわれず、また本人の希望も十分に聞くこと。
- (2) 子供世代のラグビーの普及については、事業の更なる工夫に取り組むこと。
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場に新型コロナウイルス対策として紫外線UV-C空気除菌装置を導入することを、大会組織委員会に対し提言すること。
- (4) 子供から大人まで生活の中でスポーツを楽しむことができる環境づくりに更に努めること。

4 文化の振興について

- (1) 地域文化資産が途切れることなく、地域の中で次世代に継承されるよう努めること。
- (2) 演劇の舞台等において、人と人々が共に同じ場所と時間を共有する喜びを生み出す工夫を更にする事。
- (3) 伝統や文化財は一度消滅したら復活が大変難しいことから、後継者育成については、今まで以上にしっかりとサポートすること。
- (4) 学校での芸術鑑賞教室は、子供たちにとって演劇の内容に影響を受けて目標を見つけることができるなど確実にプラスになり、生き方を耕すものなので、決して不要なものではない。コロナ禍によって日常生活が変化している中だからこそ、子供たちが文化芸術に触れる機会を増やすよう努めること。
- (5) 質の高い埼玉の文化を世界に発信するため、多言語化した動画作成を積極的に行うこと。

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 質疑・質問事項

議事堂 2 階 第 1 委員会室
令和 3 年 3 月 1 0 日（水）
1 0 : 0 2 開会～1 1 : 1 6 閉会

【個性ある地域文化の振興について】

Q： 文化芸術はほとんど発表の場がなくなっており、規模縮小や中止ばかりである。伝統文化、例えば、小鹿野歌舞伎などもほとんど中止だったのか。

（文化振興課長）

A： 各地域の伝統芸能については、私たちが話を聞く限りでは、小鹿野歌舞伎が、ここ 1 年は活動を休止しております。他にも多くの伝統芸能で、そもそも人と人が会って稽古をすること自体が危険だということで活動できないことが多かったと聞いています。

Q： 伝統文化の中で、1 年間、人と人が会って稽古できないということなので、担い手の育成が問題になってくる。文化行事も途切れることになるかもしれない。途切れてしまわないための方策や状況把握をしているか。

（文化振興課長）

A： コロナに負けて活動できないということはいいい状況ではありません。資料の戦略 5 の中で、埼玉 WABI SABI 大祭典という和文化の総合イベントを開催しています。今年度はコロナ禍を受けてオンラインで開催しました。各地域の団体に可能な限り声掛けし、この出演のために少人数で稽古してもらい、事前収録で出演してもらいました。できる限り伝統芸能の活動を止めないように取り組みました。ある秩父の団体では、恒例の奉納するお祭りすらなく何もできなかったが、WABI SABI のために活動を止めずに済んだとの話もありました。

Q： 次世代未来サポートは、講座に対して上限 2 0 万円を払うのか、それとも講座を行う団体に助成するのか。

ミート・ザ・ミュージック、ミート・ザ・ダンスについて、全県の小・中学校を網羅するには、5 校、3 校は少ない。広げていけばより多くの子供たちのためになり未来につながっていくと思うが、コロナ禍のためにこのような数値になっているのか。

ミート・ザ・ダンスは中学校だけということだが、小学校でもダンスを習っている子供は多く、中学校ではダンスが必修なので後にもつながっていくことや、習うことのできない家庭環境の子供もいると思うので、そのような子供たちにも夢と希望を与えられるように小学校でもできたら良いと思うがどうか。

（文化振興課長）

A： 次世代未来サポートについては、講座を実施する団体に対して助成するものです。ミート・ザ・ミュージック、ミート・ザ・ダンスどちらも、市町村教育委員会を通じ各小・中学校から手を挙げてもらい実施校を決定しています。ダンスは、年間の申込みが、5、6 校なので、全て派遣できているという状態です。ミュージックは、年によりますが 2 0 校程度の申込みがあり、派遣できているのが 5 校から 7 校という状態です。

プロを派遣するので、まずはプロのスケジュール確保をしていくということと、財団職員のスケジュールを合わせながらという形になります。ミュージックについては要望が叶え切れていないので、どう広げていくか芸術文化振興財団とともに検討をさせていただきたいと思っています。

ダンスを小学校で実施することについては、仮に小学校から要望があれば、プロのスケジュール調整ができれば検討できるのではないかと考えています。

Q： ダンスの件について小学校から要望があればということだが、小学校でもできるという可能性があることを現場は知らないと思う。待つだけでなく、プロのスケジュールを確保できるような状況が整ったら、小学校でもアプローチをしていただければありがたいが、その点はどうか。

(文化振興課長)

A： プロのダンサーのスケジュールが確保できるかという点が大きな要因になります。実際に派遣を行っている芸術文化振興財団と調整した上で可能であれば、教育委員会を通じて小学校に確認するような方法がとれるのかどうか、検討してまいります。

Q： 「#おうちでミュージアム」について、コロナ禍なので動画を配信したということだが、どのくらいのアクセスがあったのか。

(文化資源課長)

A： 各博物館・美術館では、令和2年3月に臨時休館に入った後、SNSを活用した情報発信の準備をいたしました。3月から5月の間に7館で、博物館の様子や展覧会などの様々な映像を発信いたしました。アクセス件数は、3月から5月に公開した映像で約3万9,000件となっております。

Q： 7館合わせて3万件超ということで、結構アクセスしてもらったのかなと理解している。コロナ禍だから実施したということもあると思うが、アフターコロナということもあるので、今後もSNSでの情報発信や動画の発信は有効だと思うが、続けていく方向なのか。

また、動画を見ることで実際に足を運ばなくてもいいかなと思ってしまう方々もいると思うが、何か考えていることはあるか。

(文化資源課長)

A： 実のところ、新型コロナウイルス感染拡大の前は、博物館・美術館はSNSを使った情報発信が決して得意ではありませんでした。ただ、実際にお越しいただけなくなったときに、我々としてどういった方法で皆さんに県の文化財や文化の魅力を知っていただくのかと考えたところ、やはりSNSやインターネットを使った情報発信がこのような状況の中では効果的であると判断して始めたところでした。一度学んでしまうと意外と簡単にできるというところもあり、各館ではノウハウも獲得できましたので、今後もこういった効果的な発信を続けていきたいと考えております。

また、インターネットで満足してしまってお越しいただけられないのであれば、大変残念なことです。映像を見ていただくことが、お越しいただくことの入り口となるように工夫してまいります。

Q： 戦略5の埼玉 WABI SABI 大祭典の高校生「和」文化動画は、毎年メニューがあるのかどうか。動画本数が21団体だが、どのような団体か。

(文化振興課長)

A： 埼玉 WABI SABI 大祭典の中で、「和」文化動画は今までありませんでした。これま

で大宮公園に会場を設け多くの人を集めて開催していました。動画配信というのは今回が初めてです。せっかく動画でやるなら、高校生の文化活動ができなくなっているということで活動動画の募集をしました。今後は人を集めて開催する場合でも、配信というやり方も併用していきたいと考えていますので、高校の文化部活動の動画を募ったり、また、高校生に出演してもらおうという形はこれからも取っていききたいと考えています。

高校生の動画は、例えば、書道部や応援団のパフォーマンスなど様々な文化活動の動画が出てきました。

Q： 正に私の後輩も応援団で応募させてもらった。今年はコロナで応援活動、演技披露も全くなかった。そのような中でこのような企画に後輩たちも喜んでいる。高校の応援団は、今年1年で廃部寸前にまで追い込まれている。この春の新生加入に失敗すると、多くの学校の応援団部が廃部になり兼ねない。発表の場を作ってもらってありがたい。答弁では来年度以降もとのことだが、応援部に限らず存続の危機にひんしている和文化の部活動は、新生の獲得に苦労している。このような部には発表の場が必要である。引き続きこうした場を設けてほしい。コロナがどのような状況になっても継続してほしいと思う。

(文化振興課長)

A： 令和3年度も埼玉 WABI SABI 大祭典を開催するため当初予算案に盛り込んでいます。御議決いただければ、秋には多くの方に来ていただいて開催したいと考えています。そこで和文化活動の高校生にもお声掛けしたいと考えています。その先はこれからの検討ですが、WABI SABI で培ったものを生かしながら何らかの形で後継事業につないでいくために検討していきたいと考えています。

Q： 伝統芸能サポートについて、現在どれくらいの団体がサポートを受けているのか、また、芸能の種類について教えてほしい。例えば、おはやし、神楽、獅子舞、和太鼓など。
また、学校に指導に行っている団体もサポートの対象となるのか。
無形民俗文化財に指定されていない団体でもサポートの対象になるのか。

(文化振興課長)

A： どのような種類に対して助成しているのかですが、委員のお話のとおり、神楽など様々な無形民俗文化財に指定されているものが対象です。指定無形民俗文化財の保存団体が令和元年度末に約390件あり、これらが助成の対象になって、年間20件程度助成しています。

学校に指導に行っている団体については、伝統芸能サポートの要件が文化財の用具、例えば、獅子舞の獅子頭が壊れてしまったから直したいといったことが一つ、もう一つはその伝統芸能を後世に継承するような取組であって、学校に指導に行くことが後継者の育成につながるということであれば、具体的に内容を伺わないと一概には言えませんが対象になる可能性はあると思います。

伝統芸能サポート以外にも活動成果サポートや次世代未来サポートがあります。

次世代未来サポートは伝統芸能に限らず、様々な文化を次世代に引き継ぐための育成活動をサポートしているので、委員のお話にある個別な案件について、具体的に内容を聞かなければ分かりませんが、対象になる可能性はあるかと思っています。

また、無形民俗文化財に指定されていない団体も対象になるのかという点についてですが、指定無形民俗文化財の保存団体は389団体あります。平成24年度からこの伝統芸能サポート事業を始めて令和元年度までに84団体に助成してきました。まだ全体に行き渡ってない状態です。また、指定無形民俗文化財という枠を外すとどこまでを対象とするのかということが問題になります。その議論も必要です。当面は助

成できていない指定された団体もあるので、この要件のまま続けたいと考えていますが、広げた方がいいのかということも含めて今後の課題とさせていただきます。

Q： 文化財の保存と伝承が一番難しいところである。特に、有形と無形とに分けた場合、無形の方がとても大変である。越谷市指定無形民俗文化財第1号の「越谷の木遣」もなかなか認めてもらえないということもあった。伝統の大切さをしっかり受け止めてくれる、後継者育成が大事だと思う。後継者育成には、指導者から率直な考えや意見、課題、問題を県が聞くことが大事だと思うがどうか。

また、文化財指定の申請手続が結構大変である。その点についても、県がサポートすることはできないか。

(文化振興課長)

A： 伝統芸能を継承していくために指導者が必要というのは全くそのとおりだと思います。

何年か前に伝統芸能保存継承団体に対して調査を行い、今必要な支援は何かと聞いたところ、最も意見が多かったのが修繕などに必要な金銭的な支援、次に後継者育成支援ということだったのでこのメニューにあるとおりにやらせていただいています。

これからも機会を捉えて意見を聴いていきます。

(文化資源課長)

A： 文化財指定に関する事務についてですが、国の文化財指定については、文化庁が調査を行って決める形になっており、自ら指定してほしいということで申請するものではありません。文化庁が学術的、歴史的な観点からその文化財が指定になり得るものなのかどうかということをしっかり調査をして、指定されるという点を御理解いただきたいと思います。

また、指定になるようサポートしてほしい、練習に使う用具が古くなったのでサポートしてほしい、あるいは文化財の専門的な知見がないのでサポートしてほしいといったお話は数多く頂戴しております。県にも民俗専門の学芸員がおりますので、出向いて地域の方々とお話をさせていただくことはその都度しております。

Q： 文化財には国、県、市指定があって、市指定については文化財保護審議会が指定するに値するかどうか何回も議論を重ねて結論を出すと思うが、それに準ずる団体、例えば、自治体主催の郷土芸能保存協会に参加しているような団体について、指定を受けたいのだけれどよく分からないといった場合に、県がサポートしてもらえるのか。

(文化資源課長)

A： 県指定についても同様のシステムを持っており、文化財保護審議会でも学術的に文化財の価値を調査して指定するかどうか決めるという手続になっております。その中で、地域の文化財が指定に値する価値があるということであれば、県がしっかり調査してまいりますので、市町村教育委員会あるいは地域の方を通して御相談いただければと思います。

Q： なぜ、このようなことを聞いているかだが、伝統文化、芸能、芸術は一度消えたら復活が難しい。日本中、それがいっぱいある。文化庁主催の全国指導者研修会に30数年前に参加して事例報告を聞いた。無くなってしまった団体や、逆に60年ぶりに復活したという事例報告を聞いている。そのようなことにならないために、やる気のある団体に対して、という思いを含めて聞いた。しっかりと取り組んでいただきたい。答弁はいい。

Q： 4ページの「3 文化芸術に触れる授業等の取組」のところで、「芸術の授業や総

合的な探究の時間などにおいて実施」と2行だけで書かれているが、中身について報告いただきたい。具体的には、学校での芸術鑑賞教室が行われているはずだが、学習時間の確保という観点から例年減少傾向にあると聞いているが、コロナ禍での状況をお答えいただきたい。

(高校教育指導課長)

A： コロナ禍における芸術鑑賞会の状況についてでございますが、例年行っている芸術鑑賞会は、コロナの影響で実施ができるところが少なくなり、令和2年度ですと139校中28校で実施しております。その中身は演劇が5校、音楽が9校、古典芸能が9校、その他5校となっております。

Q： 伝統芸能サポートについて上限が20万円となっているが、これで本当に伝統芸能の衣装やお面の購入など賄えているのか。併せて、経年で使えるのか。後継者育成という名目について、会の運営についても助成できるのか。

(文化振興課長)

A： 伝統芸能サポートの20万円だけでは難しいこともあると思います。やろうとしている修繕を補助だけで全てを賄うのは難しいと思われまので、自己資金を出していただきながら20万円も有効に活用して、これまでに多くの団体に大いに役立てていただいています。

この事業は1団体で5回までは使えます。今年度はここまで、来年度はまた違うことという形で使えます。

この助成事業は、団体の運営を補助するものではなく、後継者育成や修繕に係る事業の実施を補助するものです。

Q： 蜷川レガシーの継承と新たな展開について、そもそもこれは蜷川幸雄氏を中心に多くの県民を集めて行われた事業だが、蜷川氏が逝去され時間が経過していることやコロナが発生した今、蜷川氏をこのまま引っ張っていけるのか。また、次の演出家等を通じ、埼玉初の新しい企画をお考えになるか。

(文化振興課長)

A： 蜷川氏が芸術劇場に残されたものとして、シェイクスピア・シリーズ、ゴールド・シアター、ネクスト・シアターといったものが今でも高い評価を受けており、芸術劇場を高く評価していただく非常に貴重なレガシーと考えています。シェイクスピア・シリーズも37作品を全て公演するという形で続けており、ネクストやゴールドについても年1回程度開催させていただいているところです。

この度、蜷川氏が逝去され空席になっていた芸術監督に、近藤良平氏が4月から次期芸術監督という位置付けで決まりました。近藤氏が芸術監督を引き受けるに当たり、蜷川氏の貴重なレガシーは自分なりの展開を加えながら引き継いでいきたいとおっしゃっていますので、新しい展開を加えるかと思いますが、全くゼロになるということはないと考えています。それ以外の新たな展開も図られると思います。

Q： 蜷川レガシーについて、7,400万円の補助だが、芸術劇場にも費用を払っており、収益が上がっているのならこの額の補助は不要ではないか。

(文化振興課長)

A： 例年であれば、シェイクスピア・シリーズは劇場にとって収益が高く、20公演ほどで1億4,000万円程度の収益になりますので、補助金も充てて様々な経費が賄えますが、今年は中止になってしまい、実施できたものはネクスト・シアターの公演一つだけでしたので、収支は赤字となります。実施しているものはこれだけではありません。

ませんので、例年の収支は貸館も含め若干の黒字ですが、今年は貸館も含め使用率も非常に低く、恐らく年度末では赤字になると思われます。そのような中でも、作品の発表を諦めず実施しているという実態です。

Q： 蜷川レガシーを生かしつつも、新たな展開を同時に考え出すことも必要かと思うが、考えを伺う。

戦略2の「埼玉らしさ」というイメージが難しい。どのようなものか。

「世界への情報発信」について、どこに情報発信をしているのか。

(文化振興課長)

A： 4月から近藤氏が次期芸術監督として入ってきますので、これから1年間を掛け、新しい芸術劇場の在り方を検討していきます。近藤氏は、蜷川レガシーは自分なりの展開を図りながらも継承したいとおっしゃっています。それ以外でもオリジナルな考えの中で新しい展開がされていくものと考えていますし、それを芸術文化振興財団と協議しながら支えていきたいと思っています。

「埼玉らしさ」の考えについては、人によっていろいろと違うと思います。人によっては川越まつりだとか秩父夜祭り、小鹿野歌舞伎、あるいは芸術劇場で行われている質の高い舞台などいろいろな考えがあると思います。我々が考えている埼玉らしさは、そういったものを含めて古くから地域に根付いた伝統文化、しかもそこに新しい舞台や芸術が生まれているということが埼玉らしさだと思います。そういった意味で、この資料は最先端の舞台芸術を掲載させていただいています。

世界の発信については、一つは蜷川さんが高いレベルまで上げてくれた芸術劇場の作品だと思います。蜷川さんが亡くなられて数年が経ち、久しく海外での上演が行われていませんが、ゴールド・シアターはフランスで公演が行われたり、世界で有名なダンサーを呼んで芸術劇場を中心に発信を行っています。

我々が行っている伝統文化のイベントやコンサートなどにおいても、英語の解説を作成したり、外国人の来場者に母国語でSNSで発信してもらったりしています。

Q： 世界への情報発信について、蜷川さんの作品を上演するという発信だけでなく、いろいろな言語の字幕を付けた動画を発信したり、埼玉県に関係する人気のユーチューバーに謝礼を渡して発信してもらおうなどして、この先無くなってしまう危惧のある団体にお金が落ちることがあるならば、団体の存続にプラスになると思う。ネットでの世界への発信の仕方の工夫をお願いします。

(文化振興課長)

A： ウェブを使ってユーチューブなどで動画を配信するのは大変有効な方法だと思います。現在でも埼玉 WABI SABI 大祭典に出演した皆様の個別のプログラムの動画を公開しています。また、伝統芸能の動画も公開しています。委員から多言語化との話を頂きましたので今後検討させていただきます。

【意見・提言について】

- 地域文化資産が途切れることなく、地域の中で次世代に継承されるよう努めること。
- 舞台等、人と人とが共に同じ場所と時間を共有する喜びを生み出す工夫を更にする
こと。
- 伝統、文化財は一度消滅したら復活が大変難しいことから、後継者育成は今まで以上にしっかりとサポートすること。
- 学校での芸術鑑賞教室は、演劇の内容に影響を受けて目標を見付けることができるなど確実に生徒にとってプラスになり、子供たちの生き方を耕すものなので、芸術に触れることは決して不要なものではない。コロナ禍によって日常生活が変化しているが、こういう中だからこそ文化芸術に触れる機会に導くよう努力すること。

- 質の高い埼玉の文化を世界に発信するため、多言語化した動画作成を積極的に行うこと。

県議会令和3年2月定例会 予算特別委員会 (付託議案)

【付託議案】

頁		説 明 内 容	議決結果
1～46	第 1 号議案	令和3年度埼玉県一般会計予算	可 決
	第 1 6号議案	令和3年度埼玉県高等学校等奨学金事業 特別会計予算	可 決

令和3年度当初予算

歳出予算の事業概要

教育局

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	1 教育委員会費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教育委員経費		17,031 (16,451)	一般財源 17,031	教育委員報酬等 教育委員 5人	13,830
				全国都道府県教育委員会連合会負担金等	3,201

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
特別職給与費	18,671 (19,390)	一般財源 18,671	教育長給与費 1人		
一般職給与費	6,312,001 (6,072,845)	国庫支出金 309,258 諸収入 147,505 一般財源 5,855,238	教育局等職員給与費 ・一般職員(会計年度任用職員除く) 388人 ・会計年度任用職員 2,427人 計 2,815人		
事務局経費	511,219 (516,791)	一般財源 511,219	教育局及び教育機関の経常経費 372,006 教育局一般庁費 16,379 秘書業務等委託費 10,160 障害者雇用推進事業費 4,683 教育電子県庁推進事業費 105,983 教育情報セキュリティ推進事業費 2,008		
教育関係表彰費	2,141 (1,934)	一般財源 2,141	教育関係表彰費 ・教育功労者及び優良教育施設・団体表彰 ・永年勤続退職者感謝状贈呈 ・児童生徒学業優秀善行表彰		
教育情報番組制作放送費	7,938 (7,938)	一般財源 7,938	教育情報番組制作放送事業費		

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教育行政企画費	26,660 (26,606)	国庫支出金 2,574 一般財源 24,086	<p>教育行政企画費 1,027</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の事務に関する点検評価の実施 ・都道府県教育長協議会経費 ・総合教育会議の開催 <p>高等学校教育事業管理費 2,435</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び研修会の開催 <p>県立学校教職員負担軽減検討事業費 19,456</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務管理システムの維持・活用 <p>県立学校オリンピック・パラリンピック教育推進事業費 2,574</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の実践・普及 <p>学校問題解決のためのスクールロイヤー活用事業費 1,168</p>
教育調査統計費	879 (497)	国庫支出金 395 一般財源 484	教育統計調査の実施
公立文教施設指導費	1,425 (1,425)	国庫支出金 1,425	公立文教施設整備指導事務費
学校教育改革推進費	10,007 (6,697)	国庫支出金 1,561 一般財源 8,446	<p>魅力ある県立学校づくり推進費 332</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の活性化・特色化の検討・推進 ・専門高校拠点校の設置に向けた検討 <p>国際バカロレア等特色ある教育検討事業費 3,556</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育課程の研究・検討 <p>地域に開かれた学校づくり推進事業費 3,999</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教職員の人事評価の実施 ・県立学校の第三者評価の実施 ・県立学校への学校評議員の配置 ・県立学校へのコミュニティ・スクール導入 <p>学校と地域の未来を創ろう！プロジェクト費 1,459</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との協働による学びの充実と地域活性化に取り組むモデル事業の実施 <p>越境×探究！未来共創プロジェクト費 661</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域や社会との連携・協働の中心となる人材の育成に向けた学びの場の提供

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	3 教職員人事費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教職員人事事務費		37,155 (37,978)	使用料及び 手数料 7 諸収入 556 一般財源 36,592	教員採用選考試験事業費 22,354 雇入時健康診断費 5,594 埼玉ティーチャーズカレッジ連携事業費 ・埼玉教員養成セミナーの開催 9,207	
公務災害補償基金負担金		383,886 (291,281)	一般財源 383,886	負担率 義務教育職員 <u>1.20</u> 1000 その他の職員 <u>1.0165</u> 1000	
教職員給与等管理事務費		52,796 (77,684)	使用料及び 手数料 52,957 一般財源 △161	給与等事務費 8,706 教育職員免許事業費 11,625 小中学校県費事務（給与・報酬）システム 推進事業費 32,465	
教職員退職手当		30,794,927 (33,139,102)	一般財源 30,794,927	教育関係職員退職手当 定年 1,146人 勸奨 147人 その他 2,706人 計 3,999人	
教職員住宅等管理費		77,483 (46,574)	財産収入 83,299 県債 35,000 一般財源 △40,816	教職員住宅等管理費 ・教職員住宅の維持管理 26住宅・32棟 ・廃止教職員住宅の解体 工事 1住宅	
教職員厚生費		340,386 (340,386)	一般財源 340,386	公立学校共済組合埼玉支部健診事業補助	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教職員人事給与情報 管理システム推進費	10,836 (11,074)	一般財源 10,836	教職員人事給与情報システム推進事業費
県立学校総務事務 システム推進費	185,000 (195,465)	一般財源 185,000	県立学校総務事務システム推進事業費
義務教育学校管理指導費	3,938 (4,928)	一般財源 3,938	学校管理指導事業費
外部人材配置費	169,650 (99,934)	国庫支出金 56,109 一般財源 113,541	市町村立小中学校外部人材配置事業費 ・スクール・サポート・スタッフを配置する 市町村への補助

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	4 教育連絡調整費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
被災児童生徒就学等支援費		9,843 (21,372)	国庫支出金 9,843	被災児童生徒就学等支援事業費 ・被災児童生徒へ就学援助費を支給する市町村への補助	
教育課程推進費		11,633 (13,208)	国庫支出金 1,570 一般財源 10,063	小中学校等教育課程研究事業費 6,072 ・小中学校教育課程地区説明会等の開催 高等学校教育課程研究事業費 5,561 ・高等学校教育課程研究協議会等の開催 ・教育研究団体事業費補助及び研究大会補助	
国際理解教育推進費		88,303 (116,288)	国庫支出金 15,403 諸収入 250 一般財源 72,650	県立高校グローバル教育総合推進事業費 79,088 ・高校生の海外大学等への派遣 ・オンラインと現地訪問を組み合わせた国際交流の実施 ・高度な英語力の育成に向けた教員研修の実施 ・語学指導等におけるALT等の活用 ・教員の海外派遣 ・高校生留学促進事業の実施 WWL（ワールド・ワイド・ラーニング） コンソーシアム構築支援事業費 8,899 ・大学等と連携したグローバルな社会課題の解決に向けた研究及び実践 帰国児童生徒等への教育充実・サポート事業費 316 ・帰国・外国人児童生徒及び保護者への相談対応等の実施 ・日本語指導研修会の実施	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
教員研修費	12,658 (13,485)	国庫支出金 1,890 一般財源 10,768	教職大学院派遣研修事業費 1,498 幼稚園教育振興・充実事業費 7,380 ・幼稚園新規採用教員研修の実施 ・3年経験者研修の実施 ・主任教諭等研究協議会の開催 ・幼稚園への指導者の派遣 ・幼稚園で行う預かり保育への支援 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状 取得等支援事業費 3,780 ・認定こども園移行に必要な免許状取得 及び免許状更新に係る経費の補助

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
指導内容研究推進費	293,585 (301,178)	国庫支出金 19,526 諸収入 797 一般財源 273,262	<p>学力・学習状況調査実施事業費 237,411</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力・学習状況調査の実施 ・一人一台端末を活用した調査の試行 <p>良い授業を見つけ！広めて！学力UP事業費 5,120</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に効果的な授業改善の推進 教員研修用映像資料の配信 大学教授等による訪問指導の実施 <p>AIを活用した学びの実践研究事業費 40,839</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力・学習状況調査結果等のデータと AIを活用した個に応じた指導の実践研究 <p>小中学校等英語教育推進事業費 7,458</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語指導力養成研修の実施 ・英語の指導力向上のための研究 <p>情報活用能力育成推進事業費 800</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の育成に係る実践研究 <p>理科教育振興・支援事業費 1,063</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科学の甲子園ジュニア」県予選会の実施 <p>指導行政推進事業費 194</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導・キャリア教育研究協議会等の実施 <p>部活動指導充実支援事業費 700</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域部活動の推進に向けた実践研究

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
地方産業教育審議会費	381 (381)	一般財源 381	県地方産業教育審議会の開催 委員15人 年3回
進路指導推進費	113,080 (67,125)	使用料及び 手数料 16,081 国庫支出金 30,556 諸収入 16 一般財源 66,427	<p>県立高校キャリア教育総合推進事業費 10,874</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材を活用したキャリア教育の実施 <p>職業人材を育成する専門高校活性化事業費 77,113</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業等と連携した実践的な職業教育の実施 ・全国産業教育フェア埼玉大会開催費 ・産業界と専門高校の協働による教育カリキュラムの研究・開発 <p>高校生の「農力」育成強化プロジェクト費 25,093</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業高校におけるGAPの実践・GAP認証の取得 ・ICT機器の活用等による農業教育の実践 ・農業高校と地元企業との連携による地域特産品開発に向けた研究

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
指導内容充実費	100,868 (108,388)	国庫支出金 11,863 一般財源 89,005	未来を拓く「学び」プロジェクト費 7,264 ・協調学習による授業改善 ・協調学習の効果検証 世界をリードする科学技術人材育成事業費 7,178 ・STEM教育研究推進モデル校の指定 ・大学・研究機関との連携による高校生の研究活動等の実施 課題を抱える生徒のための学習支援プラン費 61,302 ・学習サポーターの配置 指定校 全日制高等学校10校 指定校 定時制高等学校23校 ・多文化共生推進員の配置 指定校 全日制高等学校14校 指定校 定時制高等学校18校 ・音声翻訳機等による通訳支援 彩の国高校生芸術文化創造活動支援事業費 9,603 県立高校教育環境整備支援事業費 13,550 ・生活介助支援員の配置 16校 ・高校通級指導の研究 長期入院を要する高校生への学習環境整備事業費 1,971
教育振興団体補助	1,190 (1,280)	一般財源 1,190	運営費補助

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
いじめ・不登校総合対策費	325,486 (307,831)	国庫支出金 7,172 一般財源 318,314	いじめ・不登校対策相談事業費 294,159 ・スクールカウンセラーによる教育相談体制の整備 全公立小・中学校（政令指定都市を除く） 全日制高等学校 18校 定時制高等学校 10校 教育事務所等 6所 ・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の整備 定時制高等学校 8校 教育事務所 4所 全市町村（政令指定都市・中核市を除く） ・高校相談員による教育相談体制の整備 高等学校 10校 ・精神科医師の配置 1所 ・チューデントサポーターの派遣 中学校等 160人 ・市町村が実施する取組の支援 いじめ・不登校に対応する中学校相談員への助成 ・埼玉県いじめ問題調査審議会運営費 調査委員 5人 SNSを活用した教育相談体制整備事業費 27,327 ・県内中学校・高等学校（政令指定都市を除く）の生徒を対象にSNSを活用した相談体制を整備 ネットトラブルサイト監視事業費 4,000 ・サイト監視活動の実施
非行防止対策費	30,439 (31,176)	一般財源 30,439	地域の多様な人材との連携による高校生自立支援事業費 29,303 ・自立支援機関と連携した教育支援 いじめ・非行防止学校支援推進事業費 1,136 ・生徒指導上の諸課題に対応するための研修等の実施

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
学校教育総合支援事業費	46,351 (45,827)	国庫支出金 23,062 一般財源 23,289	中学校部活動指導員活用事業費 44,901 ・中学校へ部活動指導員を配置する 市町村への補助 コミュニティ・スクールディレクター配置 支援事業費 1,450 ・コミュニティ・スクールディレクターを 配置する市町村への補助
特別支援教育推進費	28,107 (26,660)	国庫支出金 4,923 一般財源 23,184	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進 事業費 26,491 ・発達障害支援の充実 ・小中学校支援体制の整備 ・高等学校支援体制の整備 ・特別支援学校支援体制の整備 ・人材育成・指導力の向上 ・地域及び関係機関の連携支援の充実 障害者の生涯を通じた多様な学習活動 推進事業費 1,226 ・パラリンピアン・芸術家等による 児童生徒への授業 特別支援教育研究団体補助 390
障害児就学支援費	627 (627)	一般財源 627	就学支援費 ・県障害児就学支援委員会の開催 委員20人 年3回
就学奨励費	185 (185)	国庫支出金 123 一般財源 62	被災児童生徒へ就学奨励費を支給する市町村 への補助(小・中学校分)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
市町村教育委員会指導費	497 (497)	一般財源 497	市町村教育委員会連携事業費 ・教育長研究協議会等の開催
市町村教育委員会連合会補助	420 (450)	一般財源 420	運営費補助
情操教育関係事業費	1,943 (1,517)	一般財源 1,943	教育研究・発表会等奨励事業費 ・教育研究団体事業費補助及び研究大会補助 ・発表会・展覧会の開催
教科用図書選定費	4,804 (5,418)	一般財源 4,804	教科書採択・給与事務費 ・教科用図書選定審議会の開催 委員20人 年2回 ・教科書展示会 27会場 14日間
道徳教育推進費	17,982 (22,788)	国庫支出金 17,982	自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進 事業費 ・市町村の特色ある道徳教育の取組の支援 ・道徳教育研究推進モデル校の指定 ・道徳教育に係る外部講師の派遣
教育ふれあい推進事業費	693 (1,703)	一般財源 693	彩の国教育の日推進事業費 ・彩の国教育の日の普及・推進 ・埼玉・教育ふれあい賞の表彰
生徒進路保障対策費	3,177 (3,542)	諸収入 4,291 一般財源 △1,114	同和対策修学奨励事業費 ・地域改善対策高等学校等奨学資金の返還

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
人権教育推進費	7,210 (7,782)	国庫支出金 1,380 諸収入 322 一般財源 5,508	<p>人権教育推進事業費 1,961</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等人権教育研修会の開催 <p>人権感覚育成事業費 368</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚育成指導者研修会の開催 ・「子ども人権メッセージ」の発信 <p>人権教育開発事業費 1,380</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育総合推進地域の指定 1地域 ・人権教育研究指定校の指定 1校 <p>性の多様性を尊重した教育推進事業費 2,062</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒向け啓発資料の作成 ・相談支援体制の充実に向けた検討会議の実施 <p>学校におけるヤングケアラー支援事業費 1,439</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーサポートクラス（出張授業）の実施
児童虐待防止事業費	1,170 (1,390)	一般財源 1,170	<p>児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止支援研修会の開催 ・児童虐待防止に係る啓発資料の作成

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	5 教育センター費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
総合教育センター費		157,257 (157,048)	使用料及び 手数料 413 国庫支出金 5,898 財産収入 10,585 諸収入 10,072 一般財源 130,289	管理運営費 教職員研修及び調査研究事業費 ・年次研修、社会体験研修等の実施 ・教育課題に関する調査及び研究 教育相談事業費 ・電話相談 (いじめ・不登校等) ・面接相談 (いじめ・不登校、特別支援教育等)	55,015 80,683 21,559

(単位：千円)

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	6 恩給及び退職年金費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
恩給及び退職年金費		24,719 (27,713)	一般財源 24,719	教育関係職員恩給費 対象人員 17人	

款	10 教育費	項	1 教育総務費	目	7 教育財産管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
県立学校建物等維持管理費		2,227,052 (2,026,614)	使用料及び 手数料 11,395 国庫支出金 63,145 財産収入 278,661 繰入金 6,602 諸収入 2,165 県債 724,000 一般財源 1,141,084	県立学校維持修繕費 1,302,713 県立高等学校等下水道受益者負担金 6,740 県立学校等定期点検費 215,685 県立学校防音校舎空調設備設置費 119,472 設計 1校 工事 1校 県立学校グラウンド整備事業費 125,137 工事 9校 教育施設PCB廃棄物処理推進事業費 330,991 未利用施設活用事業費 126,314 ・旧衛生研究所跡地の利活用	
快適ハイスクール施設整備費		4,699,203 (2,464,891)	県債 4,693,000 一般財源 6,203	防水対策、バリアフリー化、設備改修 及びトイレ改修 設計 9校 工事 27校	
県立学校大規模改修費		1,757,357 (2,207,181)	県債 1,648,000 一般財源 109,357	県立学校施設耐震化事業費 1,074,173 診断 11校 設計 30校 工事 18校 高等学校大規模改修費 670,963 工事 3校 特別支援学校大規模改修費 12,221 設計 1校	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
県立学校体育館整備費	343,028 (835,154)	県債 258,000 一般財源 85,028	設計 2校 工事 21校
県立高等学校防音 校舎空調設備設置費 (令和3年度着工分・継続 事業第1年次支出額)	132,120	国庫支出金 85,878 県債 46,000 一般財源 242	工事 1校 狭山経済高 (2か年継続事業)
教育関係庁舎 建物等維持管理費	691,651 (705,897)	使用料及び 手数料 197 県債 119,000 一般財源 572,454	教育関係庁舎維持修繕費 149,894 教育関係庁舎等清掃警備委託費 491,703 社会教育施設大規模改修費 50,054 設計 2施設 神川げんきプラザ 埼玉県文化財収蔵施設
教育環境整備基金積立金	42,563 (45,929)	財産収入 9,945 寄附金 32,618	寄附金及び運用益金の積立
県立高等学校再編整備費	32,348	県債 32,000 一般財源 348	設計 2校 児玉新校(仮称)・飯能新校(仮称)

款	10 教育費	項	2 小学校費	目	1 教職員費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	137,861,963 (137,349,774)	国庫支出金 34,615,507 諸収入 118,333 一般財源 103,128,123	小学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 16,088人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 746人 ・事務職員及びその他の職員 853人 ・産休代替者、退職者等 275人 計 17,962人
旅		費	466,648 (464,315)	一般財源 466,648	小学校教職員旅費

款	10 教育費	項	3 中学校費	目	1 教職員費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	82,572,611 (82,514,157)	国庫支出金 20,590,132 諸収入 52,488 一般財源 61,929,991	中学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 9,496人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 380人 ・事務職員及びその他の職員 457人 ・産休代替者、退職者等 124人 計 10,457人
旅		費	512,167 (465,868)	一般財源 512,167	中学校教職員旅費

(単位：千円)

款	10 教育費	項	3 中学校費	目	2 学校管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
中学校管理費		10,242 (10,242)	一般財源 10,242	県立中学校管理運営費 1校 伊奈学園中	
中学校入学志願者選考費		492 (492)	使用料及び 手数料 880 一般財源 △388	入学志願者選考事務費 1校 伊奈学園中	

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	1 高等学校総務費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
	全日制高等学校給与費	71,109,752 (72,643,802)	使用料及び 手数料 12,097,067 国庫支出金 316 諸収入 233,546 一般財源 58,778,823	全日制高等学校教職員給与費 ・校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、 教諭、助教諭及び講師） 7,261人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 198人 ・事務職員及びその他の職員 1,211人 ・産休代替者、退職者等 81人 ・会計年度任用職員 1,717人 計 10,468人	
	旅費	539,345 (508,148)	一般財源 539,345	全日制高等学校教職員旅費	
	定時制高等学校給与費	6,945,486 (7,026,683)	使用料及び 手数料 144,808 一般財源 6,800,678	定時制高等学校教職員給与費 ・校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、 教諭、助教諭及び講師） 604人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 31人 ・事務職員及びその他の職員 170人 計 805人	
	旅費	37,856 (42,116)	一般財源 37,856	定時制高等学校教職員旅費	

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
通信制高等学校給与費	521,706 (520,381)	使用料及び 手数料 11,918 国庫支出金 66 一般財源 509,722	通信制高等学校教職員給与費 ・校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、 教諭、助教諭及び講師） 47人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 1人 ・事務職員及びその他の職員 11人 計 59人
旅費	3,732 (3,879)	一般財源 3,732	通信制高等学校教職員旅費
外部人材配置費	16,052 (16,599)	一般財源 16,052	県立学校外部人材配置事業費
高等学校入学志願者選考費	48,260 (44,604)	使用料及び 手数料 93,359 一般財源 △45,099	入学志願者学力検査事業費

(単位：千円)

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	2 高等学校管理費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
全日制高等学校管理費		4,387,418 (4,537,183)	使用料及び 手数料 222,915 国庫支出金 231,343 財産収入 28,221 繰入金 102 諸収入 2,433 一般財源 3,902,404	全日制高等学校管理運営費 3,997,833 全日制高等学校 134校 環境整備業務委託費 389,585	
定時制高等学校管理費		236,561 (239,992)	使用料及び 手数料 2,226 国庫支出金 3,805 一般財源 230,530	定時制高等学校管理運営費 170,257 全・定併置校 18校 独立校 4校 給食調理業務委託費 66,304	
通信制高等学校管理費		53,635 (58,523)	使用料及び 手数料 175 国庫支出金 1,562 一般財源 51,898	通信制高等学校管理運営費 1校 大宮中央高	

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	3 教育振興費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金		504,855 (505,899)	一般財源 504,855	埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計への繰出金	
理科教育設備費		28,500 (28,500)	国庫支出金 14,250 一般財源 14,250	高等学校理科教育等設備整備費	
公立学校父母負担軽減事業費		12,339,468 (12,559,655)	国庫支出金 11,393,972 一般財源 945,496	公立高等学校就学支援金事業費 10,934,008 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金 事業費 1,405,460	
転編入学受入推進費		1,138 (1,138)	一般財源 1,138	転編入学受入推進事業費	
産業教育設備費		102,661 (98,304)	県 債 67,000 一般財源 35,661	高等学校産業教育設備整備費	
定時制・通信制教育振興費		4,928 (4,928)	一般財源 4,928	定時制・通信制勤労青少年修学奨励事業費 ・修学奨励費の貸与 29人	
情報教育推進費		2,325,255 (2,256,662)	一般財源 2,325,255	「教育の情報化」基盤整備費 ・主体的な学びを支援する タブレット端末等のICT環境の整備 ・校務支援システムの整備 ・生徒及び教職員用コンピュータの整備 ・教育情報ネットワークの整備 ・ICT支援員の配置 ・授業目的公衆送信補償金制度を利用した 教育における著作物の活用	

款	10 教育費	項	4 高等学校費	目	4 学校建設費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
県立高等学校 エレベーター等設置費		275,199 (43,468)	県 債 274,000 一般財源 1,199	エレベーター等の設置 設計 4校 工事 4校	
県立高等学校 実験実習棟改築費		513,545 (384,070)	繰入金 5,253 県 債 503,000 一般財源 5,292	県立学校施設耐震化事業費 389,361 実験実習棟の改築 移転経費 1校 記念館等の改築 工事 2校 高校生の「農力」育成強化プロジェクト費 124,184 温室等の改築 設計 2校 工事 1校	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (令和元年度着工分・継続 事業第3年次支出額)		158,662 (125,927)	県 債 158,000 一般財源 662	実験実習棟の改築 工事 1校 いずみ高 (3か年継続事業)	
県立高等学校 実験実習棟改築費 (令和3年度着工分・継続 事業第1年次支出額)		58,968	県 債 58,000 一般財源 968	畜舎の改築 工事 1校 熊谷農業高 (2か年継続事業)	
県立児玉新校(仮称) 教室棟整備費		26,324	県 債 25,000 一般財源 1,324	設計 1校 児玉新校(仮称)	

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費	目	1 特別支援学校総務費				
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要					
給	与	費	37,665,441 (37,141,566)	国庫支出金 5,748,758 諸収入 54,722 一般財源 31,861,961	特別支援学校教職員給与費 ・校長及び教員（教頭、主幹教諭、教諭、 栄養教諭、助教諭及び講師） 4,241人 ・養護教員（養護教諭及び 養護助教諭） 84人 ・寄宿舎指導員 86人 ・事務職員及びその他の職員 378人 ・産休代替者、退職者等 82人 ・会計年度任用職員 529人 計 5,400人				
旅		費	185,437 (169,035)	一般財源 185,437	特別支援学校教職員旅費				
外	部	人	材	配	置	費	7,685 (7,698)	一般財源 7,685	県立学校外部人材配置事業費

(単位：千円)

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	2 特 別 支 援 学 校 管 理 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
特 別 支 援 学 校 管 理 費		1,185,342 (1,171,437)	使用料及び 手 数 料 634 国庫支出金 56,387 財 産 収 入 10,645 諸 収 入 2,418 一 般 財 源 1,115,258	特 別 支 援 学 校 管 理 運 営 費 特 別 支 援 学 校 特 別 支 援 学 校 分 校 環 境 整 備 業 務 委 託 費	1,092,914 37校 5校 92,428

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	3 特 別 支 援 教 育 振 興 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
ゆとりある障害児教育推進事業費		929,855 (936,385)	国庫支出金 3,095 一般財源 926,760	特別支援学校医療的ケア体制整備事業費 4,468 ・相談医の派遣 特別支援学校 15校 ・担当教員研修会の開催 自立と社会参加を目指す特別支援学校整備 事業費 171,765 ・高等学校内特別支援学校高等部分校 の備品等の整備 ・既存特別支援学校の教育環境の整備 障害のある子供たちの超スマート社会を生き 抜く力を育むICT環境整備事業費 139,197 ・障害特性に応じたICT環境の整備 ・授業目的公衆送信補償金制度を利用した 教育における著作物の活用 特別支援学校教育設備整備事業費 37,070 ・教育用コンピュータの整備 ・教材備品等の整備 給食調理業務委託費 576,187 給食調理業務委託導入校設備改善事業費 1,168	
就学奨励費		1,001,607 (784,630)	国庫支出金 466,358 一般財源 535,249	特別支援学校就学奨励事業費 ・特別支援教育就学奨励費の支給 対象人員 7,343人 ・被災児童生徒への就学奨励費の支給 (特別支援学校分)	
スクールバス運行費		3,214,014 (2,381,990)	国庫支出金 510,959 一般財源 2,703,055	特別支援学校通学環境充実事業費 ・スクールバスの運行 299台	

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
就労支援推進事業費	9,858 (9,682)	一般財源 9,858	自立と社会参加を目指す特別支援学校就労支援 総合推進事業費 ・障害者雇用促進に向けた仕組の構築 ・企業のニーズを踏まえた職業教育の推進 教員への企業研修の実施 就労支援アドバイザーの配置 ・就労可能な企業の情報の収集 ・企業に向けての理解啓発

款	10 教 育 費	項	5 特 別 支 援 学 校 費	目	4 特 別 支 援 学 校 施 設 費
事 業 名		本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要	
県立特別支援学校 教室不足対策費		1,110,868 (529,266)	県 債 1,063,000 一 般 財 源 47,868	知的障害特別支援学校の設置 設計 3校 狭山清陵高校内分校(仮称) 白岡高校内分校(仮称) 鳩ヶ谷高校内分校(仮称) 工事 3校 上尾南高校内分校(仮称) 北本高校内分校(仮称) 宮代高校内分校(仮称) 既存特別支援学校の校舎の増築 設計 2校 川越特別支援学校 三郷特別支援学校	
県東部地域特別支援学校 (仮称)校舎整備費 (継続事業第2年次支出額)		1,675,034 (248,927)	県 債 1,671,000 一 般 財 源 4,034	知的障害特別支援学校の設置 工事 1校 県東部地域特別支援学校(仮称) (3か年継続事業)	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	1 社会教育総務費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	2,643,100 (2,698,598)	国庫支出金 5,366 諸収入 7,617 一般財源 2,630,117	教育局等職員給与費 ・一般職員（会計年度任用職員除く） 328人 ・会計年度任用職員 80人 計 408人

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	2 社会教育振興費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
青少年教育振興費		335,253 (363,502)	国庫支出金 166,711 一般財源 168,542	放課後子供教室推進事業費 317,122 ・推進委員会及び指導者研修会の開催 ・放課後子供教室等を実施する市町村への補助 学校応援団推進事業費 16,780 ・市町村における学校応援団活動の支援 青少年げんき・いきいき体験活動事業費 1,351 ・経済的に困難な子供たちを対象とした 体験活動の実施	
社会教育振興費		67,191 (70,732)	国庫支出金 1,112 諸収入 1,872 一般財源 64,207	文化遺産調査活用事業費 150 ・博物館・美術館等を活用した博学連携 プログラムの普及 オリパラおもてなしミュージアム事業費 1,452 ・インバウンド拡大に向けた博物館・美術館 合同広報の実施 渋沢栄一・大河ドラマ関連広報等実施事業費 2,351 ・大河ドラマ「青天を衝け」の主人公に決定 した渋沢栄一に関連する展示会広報等の実施 県立図書館サービス充実・強化推進事業費 4,510 ・県立図書館の重点サービスの充実・強化 図書館資料相互貸借推進事業費 12,973 県立図書館情報化推進事業費 34,187 県立図書館利用環境整備事業費 10,535 廃止社会教育施設維持管理費 1,033	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
社会教育団体補助	8,440 (9,030)	一般財源 8,440	運営費補助 7,200 事業費補助 1,240
成人教育振興費	3,359 (3,608)	国庫支出金 1,118 一般財源 2,241	家庭教育支援推進事業費 ・埼玉県家庭教育アドバイザー及び 埼玉県家庭学習アドバイザーの養成・派遣 ・家庭学習に関する「親の学習」プログラムの 活用
生涯学習推進事業費	7,177 (8,980)	使用料及び 手数料 688 一般財源 6,489	県社会教育委員会等開催費 1,353 ・県社会教育委員会等の開催 委員20人 年3回 ・県生涯学習審議会の開催 委員20人 年2回 県立学校学習・文化施設地域開放事業費 2,094 「外国人親子への支援と地域住民とのつながり づくり」モデル事業費 3,730 ・地域の関係機関との連携による学校を 核とした外国人親子への支援
さいたま芸術文化祭開催費	11,709 (12,641)	一般財源 11,709	埼玉県芸術文化祭開催費 ・埼玉県芸術文化祭の開催 ・埼玉県美術展覧会の開催
人権教育推進費	3,760 (3,716)	一般財源 3,760	人権教育推進事業費 ・県人権教育推進協議会の開催 委員20人 年2回 ・地区人権教育推進協議会運営費補助 ・人権教育研究大会の開催 ・市町村人権教育担当者研修会の開催 ・市町村人権教育指導研修事業費補助 ・人権啓発映画の購入

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	3 文化財保護費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
文化財管理指導費		58,132 (58,255)	使用料及び 手数料 6,023 国庫支出金 1,137 財産収入 258 一般財源 50,714	埋蔵文化財保存活用事業費 文化財管理事業費 県文化財保護審議会運営費 委員18人 年2回 特別天然記念物カモシカ保護対策事業費	52,073 3,606 1,506 947
文化財調査費		8,714 (8,761)	国庫支出金 2,518 一般財源 6,196	県内遺跡発掘調査費 文化遺産調査活用事業費 ・無形民俗文化財、自然遺産及び歴史遺産 に関する調査 ・文化財保存活用地域計画策定の支援	5,036 3,678
美術刀剣類登録審査費		416 (413)	使用料及び 手数料 2,848 一般財源 △2,432	銃砲刀剣類登録審査 年6回	
文化財保護事業補助		141,260 (140,573)	一般財源 141,260	国・県指定等文化財保護事業補助	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
埼玉古墳群整備費	106,209 (105,860)	使用料及び 手数料 434 国庫支出金 7,058 県債 3,000 一般財源 95,717	特別史跡埼玉古墳群保存活用事業費 14,420 ・奥の山古墳の整備工事 ・整備基本計画策定 さきたま古墳公園管理費 91,789
文化財保護団体補助	560 (590)	一般財源 560	運営費補助

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	4 社会教育施設費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
熊谷図書館費		65,380 (65,554)	財産収入 753 諸収入 220 一般財源 64,407	図書館サービス運営費	
久喜図書館費		26,945 (25,414)	国庫支出金 1,531 財産収入 1,251 諸収入 30 一般財源 24,133	図書館サービス運営費	

(単位：千円)

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
げんきプラザ費	348,474 (343,596)	使用料及び 手数料 13,118 財産収入 685 諸収入 1 一般財源 334,670	げんきプラザ管理運営費 加須・大滝 16,343 げんきプラザ管理運営費 (指定管理者分) 332,131 長瀬・小川・神川・名栗
さいたま文学館費	122,800 (123,000)	使用料及び 手数料 472 一般財源 122,328	さいたま文学館管理運営費 ・管理運営委託費(指定管理者分)
文書館費	20,648 (18,744)	諸収入 391 一般財源 20,257	管理運営費 8,319 文書収集等事業費 12,329

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	5 博物館費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
歴史と民俗の博物館費		89,502 (92,690)	使用料及び 手数料 9,492 国庫支出金 810 財産収入 2,595 諸収入 4,421 一般財源 72,184	歴史と民俗の博物館管理運営費	
史跡の博物館費		38,855 (48,972)	使用料及び 手数料 8,697 財産収入 8,458 諸収入 731 一般財源 20,969	さきたま史跡の博物館管理運営費	31,444
				嵐山史跡の博物館管理運営費	7,411
自然と川の博物館費		255,257 (257,426)	使用料及び 手数料 8,438 財産収入 1,380 諸収入 194 一般財源 245,245	自然の博物館管理運営費	16,766
				川の博物館管理運営費	238,491
				・管理運営委託費(指定管理者分)	
				・資料収集費	

款	10 教育費	項	8 社会教育費	目	6 美術館費	
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要		
運	営	費	70,507 (69,962)	使用料及び 手数料 20,351 財産収入 731 諸収入 977 一般財源 48,448	近代美術館管理運営費	
企	画	展	63,540 (72,833)	使用料及び 手数料 24,074 財産収入 5,433 一般財源 34,033	企画展の開催 「ボイス+パレルモ展」ほか4回	
美	術	作	51 (54)	財産収入 51	美術作品取得基金運用益金の積立	

(単位：千円)

款	10 教育費	項	9 保健体育費	目	1 保健体育総務費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
給	与	費	268,337 (261,784)	諸 収 入 1,313 一 般 財 源 267,024	教育局等職員給与費 ・一般職員（会計年度任用職員除く） 24人 ・会計年度任用職員 31人 計 55人

款	10 教育費	項	9 保健体育費	目	2 学校保健連絡調整費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要	
教職員健康診断費		211,297 (189,261)	一般財源 211,297	教職員健康管理・労働安全衛生管理推進事業費	
学校保健推進費		409,571 (421,451)	国庫支出金 1,532 諸収入 580 一般財源 407,459	学校健康教育推進費 408,087 ・学校健康教育関係研修会の開催 ・学校医等の配置 ・児童生徒の健康診断の実施 ・食物アレルギー対応研修会の開催	
学校安全管理強化費		253,174 (254,308)	国庫支出金 4,322 諸収入 200,644 一般財源 48,208	県立学校生徒等災害共済保険料 248,049 学校安全総合支援事業費 5,125 ・防災に関する指導方法の研究 ・学校防災アドバイザーの活用 ・高校生災害ボランティア人材の育成 ・普通救命講習会の開催 5校	

事業名	本年度 (前年度)	本年度 財源内訳	事業概要
学校給食中毒等 事故防止対策費	11,260 (12,091)	国庫支出金 20 一般財源 11,240	細菌検査の実施等による衛生管理の徹底
学校環境整備推進費	51,583 (40,234)	一般財源 51,583	学校環境衛生対策費 ・レジオネラ菌対策の実施 ・建築物の環境衛生維持管理の実施
登下校安全対策推進費	4,897 (5,841)	国庫支出金 3,481 一般財源 1,416	高校生自転車安全教育プログラム費 3,284 ・自転車安全運転推進講習会の開催 ・自転車安全教育推進校の指定 2校 児童生徒のための安心・安全事業費 1,613 ・小学校へのスクールガード・リーダーの配置 ・「高校生の自動二輪車等の交通安全講習」 の実施
学校保健関係団体補助	1,450 (1,530)	一般財源 1,450	運営費補助
新型コロナウイルス 感染症対策事業費	10,450	国庫支出金 10,450	公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策費 ・保健衛生用品を購入する市町への補助

(単位：千円)

款	10 教育費	項	9 保健体育費	目	3 体育振興費
事業名		本年度 (前年度)	本年度 財源内訳		事業概要
学校体育振興費		63,374 (78,173)	国庫支出金 5,073 繰入金 2,990 一般財源 55,311		学校体育実技指導研修事業費 2,459 ・実技指導者講習会の開催 児童生徒のための体力向上推進事業費 3,273 ・新体力テスト結果の分析 ・「学校体育必携」の作成 ・体力向上に関する運動方策の検討・実践 部活動指導充実支援事業費 18,882 ・県立高校への運動部活動外部指導者の配置 ・地域部活動の推進に向けた実践研究 運動部活動全国・関東大会派遣等事業費 38,760 ・中・高校生に対する体育大会派遣費補助
社会体育振興費		2,087 (2,087)	使用料及び 手数料 6,435 一般財源 △4,348		県立学校体育施設開放事業費 ・県立学校施設の開放及び活用推進 全県立学校

会 計 名	埼 玉 県 高 等 学 校 等 奨 学 金 事 業 特 別 会 計		
事 業 名	本 年 度 (前 年 度)	本 年 度 財 源 内 訳	事 業 概 要
奨 学 金 貸 付 費	751,228 (764,641)	財 産 収 入 11,274 繰 入 金 716,171 繰 越 金 1 諸 収 入 23,782	高等学校等奨学金事業費 ・奨学金貸与枠 令和3年度在校生向け 5,700人 令和4年度入学生向け 1,800人

予算特別委員会質疑応答要旨

議事堂 4 階 第 4 委員会室
令和 3 年 3 月 1 6 日（火）
1 3 : 2 5 開会～1 6 : 3 9 閉会
（休憩 1 4 : 2 7～1 4 : 4 0
1 5 : 3 4～1 5 : 4 5）

1 議 案

【第 1 号議案 令和 3 年度埼玉県一般会計予算】

【第 1 6 号議案 令和 3 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算】

【埼玉県議会自由民主党議員団】

Q : 主要な施策の 1 ページ「学力・学習状況調査の実施及び調査結果の活用事業」について伺う。

総額で約 2 億 4, 2 0 0 万円計上されている。この埼玉県学力・学習状況調査の位置づけを、どのように考えているのか。私は、これは模試的なものではなく、子供たち個々の学力の定着や成長を測ること、さらに、授業の仕方による子供たちの定着や学力の変化などを確認する目的だと理解しているがそれでよいか。

（教育長）

A : 埼玉県学力・学習状況調査につきましては、さいたま市を除く県内公立小・中学校の小学 4 年生から中学 3 年生まで、約 3 0 万人を対象に毎年度実施しております。調査内容は、国語、算数・数学に加えて、中学 2・3 年生は英語の調査を行うほか、質問紙調査も実施しており、子供一人一人の学力の伸びや学習意欲などを毎年度継続して把握できる調査であります。子供たちが現在の学力を知り、どれだけ学力が伸びたのかを実感することで、子供たち一人一人の成長につなげていくことを目的として実施しており、毎年異なる子供を対象とする国の調査とは違う、県独自の調査であります。各学校には単に学力が高い、低いという視点だけではなく、子供たち一人一人の 1 年間の伸びや頑張りを認めていくことが重要だと考えております。子供たちにとって、1 年間頑張ったことが自信や学習意欲の向上につながるものと考えております。県といたしましては、学力をよく伸ばした教員をデータに基づき把握し、優れた授業実践を共有する取組を行うなど、教員の資質向上にも資するものと考えております。

Q : おおむね自分の認識とずれていないことが分かった。保護者の中には、この学力・学習状況調査が模試ではなく、飽くまで今教育長が答えたような目的で実施されているということ、正確に理解されていない部分もあるのではないかと感じる。このような状況が、コロナ禍の中で調査を実施することへの保護者の不安感につながっていたように感じている。そこで、この調査の目的をより分かりやすく簡潔に保護者に P R した上で、令和 3 年度に実施すべきだと考えるがいかがか。

（教育長）

A : 県学力・学習状況調査の目的や意義につきましては、保護者に直接お伝えできるよう、調査結果を子供たち一人一人に返却する際の個人結果票に、この調査を実施する意義や目的等を記載して、お知らせをしております。また、保護者向けのリー

フレットを作成し、県のホームページに掲載するとともに、初めて調査を受けることとなる小学4年生の全保護者に配布するなど、この調査を実施する意義について、周知を図っております。

Q： 極めてまじめに地道にやっていたいただいていることはよく分かるが、そもそも事業名称が「学力・学習状況」という名前だから誤解が広まりやすいのではないかと、もともと違う方法も考えてほしいと思う。全く違って「何だろう」と思わせる意味で言えば、このようなテストの名前をやめてしまって、シンプルな「コバトンチェック」や「点を付けテスト」など、一体これは何なんだ、という名前にすることによって、ちゃんと説明する機会が生まれてくるのではないかと思う部分がある。地道にやるだけではなく、このテストの意義が伝わるように様々な方法を考えていただきたいが教育長の見解を伺う。

(教育長)

A： 委員お話しのとおり、保護者や子供たちに調査への理解がより進むことが大事だと考えております。今後も様々な工夫をして周知を図ってまいります。また、保護者や子供たちが親しみやすい名称を付けることも、調査の目的や意義をより知ってもらうための、一つのきっかけになるものと考えております。

一方で、「埼玉県学力・学習状況調査」という名称は、調査開始から6年が経過し、県内の学校、教員間のもとより、国や他県の自治体等にも、この名称が着実に広まってきております。名称を全く別の形にすると、様々な混乱が起きる可能性もありますので、例えば、調査名にキャッチフレーズを付けるなど、より子供たちや保護者の皆様に親しみやすい、分かりやすいような名称となるように工夫をしてまいります。

○： 分かりやすいと誤解されるので、「一体何だろう」という不可思議に思ってもらえば説明して理解できる機会もあるので、考えて執行してほしい。

Q： 主要施策の2ページ「AIを活用した学びの実践研究事業」について伺う。個別学習教材の作成という記載があるが、その趣旨とねらいは何か。

(教育長)

A： この事業は、県学力・学習状況調査などの教育ビッグデータを活用し、子供たちそれぞれがどこで学習につまずいているのかなどを、AIの分析により把握し、一人一人の状況に応じた支援につなげていこうとするものであります。その中で、AI分析により把握した子供たち一人一人の学習のつまずきに対しまして、それぞれの理解度に合わせた最適な練習問題等の学習教材を、AIが提示するシステムの構築を考えております。教員が、その教材を授業や家庭学習、夏休みなどの長期休業中の課題など、効果的な場面を見極めて子供たちに提示していくことによりまして、よりきめ細かな個に応じた指導の実現を目指しているものであります。

Q： 教育長が今説明いただいた方向で努力していただくと、民間企業でB社、G社、R社などがテレビコマーシャルでスタディアプリのようなものを広めていこうという動きがあるが、埼玉県には3万人の先生方が実際に生徒の前で日々授業を行っているので、そのノウハウを集めてAIを活用した学習を進めるのであれば、民間企業を超えるAI学習アプリを作成することができるのではないかと。それを埼玉県内で活用し、埼玉県外に広めていくことも視野に入れながら、この事業を進めていくという考えはどうか。

(教育長)

A : 学校現場の教員には、毎日、目の前の子供たちの日常と結び付けて、それぞれの子供たちに合った現実的な練習課題や教材などを提示していく、作成できるという、他にはない強みがあると考えております。事業の成果物であります個別学習教材の作成に当たっては、民間事業者から提供される教材のほかに、子供たちの実態を踏まえ、担任などが作成した問題も取り入れることができるよう検討を進めてまいります。

○ : 民間企業よりも現場をよく知り、情熱のある先生方がいるのだから、その知見をしっかりと集約し、民間企業を超えるものを埼玉の子供たちに提供してほしいと期待している。

Q : 歳出予算の事業概要の3ページ「学校教育改革推進費」について伺う。

約1,000万円である。県立学校の活性化・特色化の検討・推進、特色ある教育課程の研究・検討について伺う。先日、我が県議団の諸井議員の一般質問において、伊奈学園における中高一貫教育の成果について検証を行う必要があるとの答弁があった。

この伊奈学園中学は本県が関東近県に先駆け、平成15年に設置した県立中学校であるが、諸井議員も指摘されたように、近年、関東近県で公立中高一貫教育校の設置が進んでいる。

そこでまず、伊奈学園中学校が開校して以降、関東でどれだけの公立中高一貫校ができたかその状況を伺う。

(教育長)

A : 先ほど委員からお話しいただいたとおり、伊奈学園中学校は平成15年に設置されています。関東では、東京都内、都立学校が10校、神奈川県と千葉県には2校ずつ、茨城県が8校、群馬県は1校、栃木県には3校設置されています。

なお、このほかにも、さいたま市や横浜市など政令市でも設置されており、伊奈学園中学校が開校して以降、関東では35校の一貫校が設置されています。

さらに、来年度、令和3年4月に、県内の川口市立高等学校の附属中学校が、茨城県においては県立の水戸第一高校、土浦第一高校の附属中学校、勝田中等教育学校が新たに開校すると伺っています。

Q : 約40校近い中高一貫校が近県や政令市で設置されているということだが、一方本県では伊奈学園中学を設置した以降は、何も進んでいない。

確かに、伊奈学園中学校の設置に当たっては、文教委員会において「試行的・モデル的に限定して設置すべきものであり、効果や成果を十分に検証するなど、慎重な対応が求められる」という附帯決議を行っている。この附帯決議に対して、執行部として、これまで、効果や成果を十分に検討してきたのか。

(教育長)

A : 伊奈学園における中高一貫教育については、平成20年度、第1期生の高校卒業に合わせ、成果と課題について検証をしています。6年間を見通した計画的・継続的な教育指導が展開でき、卒業後の進路実績についても一定の成果を得ることができた。一方で、入学を希望する保護者の方からは、全志願者を集め最初に抽選をしてその後選考する手順でしたので、抽選による入学者選考の改善について要望があるなど、課題も指摘されました。

その後、伊奈学園中学校の入学者選考の在り方については、平成23年度に設置した「中高一貫教育検証会議」においても検証を行い、平成24年2月定例会の文

教委員会で報告させていただいています。検証結果を踏まえ、平成25年度入学生からは抽選を行わない現在の選考方法に改めるなど、中高一貫教育の充実に努めてきたところです。

Q

検証はしているようだが、平成23年度に検証して選抜方法を変更してからも10年近くが経過している。

この附帯決議があった状況は、私の解釈ではあるが、伊奈学園中学は、近県にも例がない、初めて設置される県立中学校であったため、どんどん作るのではなく、その在り方について慎重に検討するべきという意味である。しかし、時代は変化し、近県でも40校近い中高一貫校が設置されている。検証せよという附帯決議があるのだから、学識経験者や保護者、学校関係者、市町村の教育長など、いろいろな方を含めて、もう一度、この伊奈学園中高一貫校について幅広く検証してその検証結果を改めて議会に報告するべきと考えるが、教育長の見解を伺う。

(教育長)

A： 公立の中高一貫教育校については、委員から御指摘いただきましたとおり、関東近県でも設置が進んでおり、高い人気を得ている状況にあります。児童・生徒や保護者、県民の期待に応える魅力ある県立学校づくりを進めていく上で、中高一貫教育校は有力な選択肢の一つと考えています。委員の御指摘を踏まえて、伊奈学園における中高一貫教育について、しっかりとした検証を行い、改めて議会に報告させていただきたいと存じます。

○： 明確に検証して報告すると答弁いただいたので、しっかりと検証していただき、どのように報告いただけるのか、期待して待ちたいと思う。

Q： 主要な施策の10ページ「職業人材を育成する専門高校活性化事業」について伺う。

内容を充実させるために様々な事業を行っているが、専門高校が取り組んでいる内容や就職先としての魅力が中学生や保護者に効果的に伝わっているのかという疑念がある。中学生や保護者に効果的に伝えるために、どのような取組を行うのか。

(教育長)

A： 委員のお話にありましたように、専門高校の魅力を広く中学生や保護者の皆様に知っていただくということは非常に大事なことでと考えております。県では、毎年産業教育フェアを開催しており、中学生や保護者の方にお越しいただいて、ものづくりの体験や学校の研究発表、成果物の展示・販売などを行いまして、専門高校の魅力発信に努めているところでございます。

また、各学校が実施する中学生向け体験入学の実施状況などを県で取りまとめて中学校へお知らせしたりするなど、広報の面から支援しているところでございます。今後は、こうした取組を県のホームページに分かりやすく掲載していくとともに、県が主催する中学校の教員向け研修や各学校が行う中学校訪問などを活用して積極的に広報に努めてまいります。

Q： 産業教育フェア、体験入学、ホームページと答えていただいたが、関心がある生徒しか見に行かないと考える。現在は、時代の変化によって普通科に目が行く傾向が強くなっている。専門高校に行くのは特別そこに関心があるからだと思われる。これだけ活性化に向けての取組を推進しているので、専門高校の魅力を伝えるために、専門高校に関心のない中学生が関心を持つための何らかの新しいアクション

ンが必要だと思うがいかがか。

(教育長)

A： 例えば、中学校から専門高校に進学した先輩が中学校へ訪問し、中学生に作品の紹介や実験を体験してもらう出前授業や動画による学習紹介などが、中学生の意識を専門高校へ向ける有効な手段と考えております。現在、出前授業につきましては、教員が出向いて授業を行うケースが多く、高校生が直接中学校に出向くケースが少なくなっております。令和2年度に高校生が直接出前授業を行った実績は、専門高校36校中5校のみであることから、更なる働き掛けが必要であると考えております。また、動画につきましては、高校生が専門の授業に楽しく生き生きと取り組んでいる様子にフォーカスしたものを作成し、出前授業や進路相談会などの機会を捉え、中学校へ提供していきたいと考えております。専門高校の魅力が、本当に伝えたい人にしっかり伝わるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○： 生徒たちには様々な適性や能力があるため、多くの可能性を示すことで自分たちに合ったものを選んでもらうことが大事である。専門高校の価値が伝わるように「見える化」していく責任が大人にはある。先ほど答えていただいた内容に加えて、更に工夫、努力をしてほしい。

Q： 主要施策の21ページ「県立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策」について伺う。

趣旨に記載されている大事だと思う箇所が「円滑な教育活動の継続を図るため」という文言である。そのために感染症の対策を行う、としていると考えたときに、教育とは、授業だけではない。部活や学校行事のほか、修学旅行も教育活動の一環である。こういう対策の予算をしっかりとって対策することで、県教委として、学校行事は令和3年度、基本的に子供たちのために全て実施しましょう、と。学校任せではなく、県教委が子供たちの貴重な体験・学校教育は行事も含め、全て実施することを前提としたガイドラインを示して、県としての姿勢を示すべきと考えるが、見解を伺う。

(教育長)

A： 昨年3月から学校が休校となり、1年間の長期にわたり、子供たちにはつらい1年を過ごさせてしまったと思っております。県立学校におきましては、例えば、文化祭は大勢のお客様をお迎えしてイベントを開催するため、生徒やお客様の感染防止という観点で原則中止とさせていただきましたし、必要に応じて学習成果の発表会などに切り替えて実施をしたところでございます。

また、体育祭につきましては、実施時期を変更したり、競技内容を工夫したりする学校があった一方で、感染拡大防止の観点から中止とした学校もございました。地域の感染状況、学校や生徒の実態が異なっておりまして、県で一律に行事を実施させることにつきましては、ガイドラインを示すことは現時点では難しいと考えております。

Q： 確かに、感染拡大やリバウンドから難しいと思われるが、一方で保護者や子供たちから聞こえる声は、プロ野球やJリーグなどのスポーツ、コンサートやイベント、映画館がやっているという中で、なぜ学校だけがこんなに規制されなければならないのか、というものである。学校生活が3年間、あるいはあと1年で終わってしまう。そのような中でやれることを現場で慎重に判断するとなれば、感染を拡大させない方向性に進むものである。だからこそ、県教委が「基本、全てやれるよう頑張っ

てください。ただし、クラスターなど注意した上で、状況によっては中止もやむなし。」というように、実施するために全力を尽くした中で、様々な見識を集めてガイドラインを示す。既に1年経過してしまった。これが2年となったら、歴史や文化や伝統など、多くのものが失われてしまう。改めて、教育長の考えを伺う。

(教育長)

A： 学校行事は、様々な集団活動や体験的な活動を通して、児童生徒が集団への帰属意識を高めたり、連帯感を高めたりするなどの他の教育活動では得られない貴重な活動だと考えております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症について未知なことが多く、このような対応になったわけですが、現在は新型コロナウイルス感染症について様々な知見が集まってきている状況です。今後も流動的な感染状況が続くかもしれませんが、その時々々の感染状況や変異株など様々な状況を考慮しながら、感染防止対策を徹底した上で、可能な限り学校行事を実施できるよう、引き続き検討してまいります。

Q： 2億円近いお金を掛けて感染対策をしていくのだから、あれもできない、これもできないではなく、基本は全て実施するための工夫・努力をしてほしい。子供たちが2年間できなければ、新入生で入った子が何も知らないまま3年生となり、部活や文化祭など、全て途絶えてしまう。とても大きな変化を生んでしまう可能性があるため、これだけの額を使うのであれば、基本は全てやれるように、ガイドラインを示せるように、早急に検討を進めながら予算を執行していただきたいが教育長の見解を伺う。

(教育長)

A： 学校行事は、様々な集団活動や体験的な活動を通して、児童生徒がみんなで協力して一つのことを成し遂げる、困難を乗り越えて達成したときの達成感を味わえる、他の教育活動では得られない貴重な体験だと考えております。今後も、その時々々の感染状況など様々検討することはございますが、感染防止対策を徹底した上で、様々な工夫をしながら、どうやったら学校行事を実施できるのかという観点で、しっかり取り組んでまいります。

○： 是非、前向きにお願いしたい。

Q： 主要な施策の23ページ「外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくり」モデル事業について伺う。

この事業はいい事業だと思うが、草加市では、2003年から国際相談コーナーというものがNPOによって設置されており、外国人住民をサポートしている。その人たちが学校の中に入って、実際に先生方をサポートしたり、学習や学校への適合をサポートしたりという取組を既に20年くらい前から実施している。その中で、あえてここでモデル事業を実施するのはなぜだろうという疑念がある。先進的な取組が既にある中で、なぜモデル事業を行うのか。

(教育長)

A： 学校では外国人児童生徒に対して、日本語指導などの支援を行っておりますが、その保護者への支援は十分には行き届かないという状況があり、外国人保護者が学校や地域で孤立しがちであると考えております。

また、市町村の相談窓口やNPOなどでは、生活相談など様々な支援が行われておりますが、外国人の中にはそうした場へ行きづらいと思う方もおり、支援につながらないこともあると考えております。

そのため、外国人の保護者が自らの子供を通わせている学校を中心に、情報提供や支援の場、交流の場などを設けることで、外国人児童生徒だけでなくその保護者も参加しやすくしようとするものでございます。

外国人親子への支援と地域住民とのつながりづくりのために、学校を核として、地域のNPOなどの関係機関と連携することが、このモデルの特徴であり、しっかりとこの仕組みの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

Q： 外部の組織があって、その組織が学校と関わるというよりは、こういうサポートがあるというようなことを学校側から保護者へ伝わっていくという理解でよいか。

(教育長)

A： 学校という場合は、子供にとってはもちろん保護者にとっても身近な集まりの場ありますので、学校を通じて支援の輪を広げていきたいと考えております。

Q： それであれば価値がある取組だと思う。草加市の例を含めてみても、支援をしたいNPOやボランティアがいても、学校のガードが固く、外部の人が入るのを嫌がったりと、立ち上がりの苦労があった。新たに取り組む場合は同じような苦労がある可能性が高いと思われるので、学校が率先して、核となってやっていくということは、他市に対して良いモデルになると思う。しっかりと進めてほしいと思う。

Q： 埼玉県議会提出予算説明書の262ページ「2小学校費」の「給与費」について伺う。

1万7,962人のうち、休職者等が111人、産休代替者が164人を含んで、1,378億円が計上されているが、この164人の産休に入っている職員の分を補う教職員は正規職員で積算されているのか、臨時的任用教員で積算されているのか。

(教育長)

A： 臨時的任用教員で補充することを考えております。

Q： これまでも指摘しているが、全ての産休育休予定の教員を臨時的任用で補うために先生を探すことは、現場の市町村教育委員会にとって大変な現状である。また、場合によっては初臨任、初担任になってしまうことが県内で何件か起こっていたり、途中で交代になってしまったりすることもあることを考えると、この金額でそのまま国の基準で措置がないから臨時的任用教員で積算するのではなく、この164人のうち、1割でも2割でも3割でも4割でも再任用も含めた正規職員の任用で予算を確保することは考えなかったのか。

(教育長)

A： 委員御承知のとおり、小・中学校では今若い教員が増えておりまして、おめでたい出産の話も学校では度々聞くようになってきている状況でございます。したがって、産休にどれだけ入るのか、あるいは休職、病気等でお休みになる教員もおりますので、そうした見込みがなかなか立ちにくいということもございまして、本採用ではなく臨時的任用教員で対応させていただいているということでございます。

Q： 164人全員の予想が付かないところもあるかと思うが、産休はともかく育休であればめどが立つだろうし、データ的に見れば大体のペースもつかめると思う。にもかかわらず、国の基準で措置がないから臨時的任用教員で措置することになると、市町村教育委員会では、教育長をはじめ現場の校長方が本当に苦労して先生方を探

してほしい、頑張って何とか現場を回しているが、めいっばいの状況である。場合によっては、一生懸命やっても適応しきれなかった先生が出てくると、途中で担任が替わる等、いろいろな問題が生じる。やはり、国からの措置はないとは言いながらも、164人全員を臨時的任用教員ではなく、一定数県単独の予算で正規職員にすることを考えて積算し、予算要求をしなかったのか。

(教育長)

A： 教員の定数につきましては、いわゆる「義務標準法」に基づき、児童生徒数や学級数を根拠に定められる教員の定数と、学校の様々な課題に応じて加配される教員の定数がございます。

法に基づいて定められた定数の中で、現場の教職員には児童生徒一人一人のために頑張っただいておりますが、この定数の中で何とかやりくりをさせていただいているということでもあります。

○： 考え方が固いと感じる。納得はしないが了解した。こういうことは子供たちのためにしっかりと予算を要求する教育局であってほしいし、要求された時にそれを切るのか、採用するのかを判断するのは知事の懐の深さだと感じる場所である。

Q： 歳出予算の事業概要の15ページ「総合教育センター費」について伺う。
先日の文教委員会でも報告のあった不祥事防止研修プログラムは、大変良いプログラムである。不祥事根絶に向けて、今後、このプログラムをどのように活用し、徹底していくのか。

(教育長)

A： 今年の2月に策定した不祥事防止研修プログラムは、不祥事防止研修の目的・目標・内容などを整理し、様々な研修に活用できる総合的なテキストとしてまとめたものです。この研修プログラムの策定を新たなスタートとしまして、不祥事根絶に向けて決意も新たに組み込んでまいります。不祥事防止研修は、初任者研修などの年次研修や、各学校における研修など、様々な機会に実施しているところです。これらの研修において、新たな研修プログラムをしっかりと活用して、様々な場面で繰り返し研修することで内容を徹底してまいります。

Q： 是非注意して欲しいのが、99.9パーセント以上の教職員は不祥事を起こさないうで真面目に仕事をしているということである。どんなに素晴らしい研修資料でも、繰り返し研修をすることで「我々は県教育委員会に信じられていないのか」と真面目に仕事に取り組む教職員の心が折れるようなことになってしまえば本末転倒である。一生懸命仕事に取り組む教職員が励まされながら、全員で不祥事防止に取り組めるよう、研修の繰り返し方にも注意が必要だと思うが、教育長の考えを聞きたい。

(教育長)

A： 私も以前、校長を務めていましたが、委員お話のとおり、プライドを持って仕事に精励している教職員がたくさんいました。その者たちに繰り返し不祥事防止の研修をすることは心苦しいところもありましたが、不祥事を根絶するためには必要なこととして研修に取り組んできたところです。この度、策定したプログラムについては、短時間で繰り返し研修ができるように、簡潔に15分程度で日常の仕事ぶりなどを振り返ることができる資料として、読み切り1枚で活用できるような工夫をしました。教職員のプライドも鼓舞しながら、不祥事の根絶に向けて、このプログラムがしっかりと定着するように取り組んでまいります。

Q： 管理職によっては「不祥事だけは絶対に起こすな。」というところだけに力が入ってしまう者もいると思う。頑張っている教職員の気持ちも考えながら研修をする必要があること、それができる研修資料になっているということ、プログラムの使い方と併せて伝えるなど、真面目に仕事に取り組む教職員の心を折ることがないように十分留意して研修を進めてほしいと思うが、教育長の考えを聞きたい。

(教育長)

A： まずは不祥事の根絶を目指すことが第一であり、それが私の大きな課題の一つだと認識しています。県民の皆様の教育行政に対する信頼を損なう事態となっていることについて、大変申し訳ないと思っており、引き続き不祥事根絶に向けて取り組んでまいります。一方で、教員の働き方改革ということも言われていますので、教員が自分自身の仕事に誇りを持ち、絶対に自分是不祥事を起こさない、自分の学校からは不祥事を起こさせないという強い決意を持って、自分事としてこの研修に取り組めるように、工夫してまいります。

Q： 主要な施策の22ページ「放課後子供教室推進事業」について伺う。

本事業と類似した事業が福祉部の事業の中にある「放課後児童クラブの充実」である。放課後、つまり学校での授業後の活動ということで、教育局に質問させていただく。

両事業の趣旨目的を拝見すると、教育局の「放課後子供教室推進事業」では、「少子化や核家族化の進行、就業形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子供を取り巻く環境の変化を踏まえて」とある。

また、福祉部の「放課後児童クラブの充実」では、「労働等により昼間保護者のいない家庭の小学生の健全な育成を図るため、授業の終了後に遊び及び生活の場を与える」とある。

それぞれあるが、趣旨・目的の内容においても、また放課後に子供を預かるという点においても、さらには、両方とも、事業を実施する市町村に対して、運営費等を補助する点においても、両事業の対象と内容が類似してきているような気がする。本事業が実施された当初は、明確な目的の違いがあったと思うが、類似してきている気がする。

教育局、福祉部の事業の違いについて、答弁いただきたい。

(教育長)

A： 「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の違いについて答弁いたします。教育局が実施している「放課後子供教室」は、安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参加をいただいて、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものであります。

実施に当たっては、普段学校で学ぶことのできない、子供たちの興味関心を引き出すような体験プログラムが用意されています。

例えば、様々な経験や特技を有する地域のお年寄りなどにもたくさん参加をいただき、お囃子や日本舞踊、神楽などの体験プログラムをはじめ、昔遊びや折り紙教室などを通じた地域住民との交流活動を実施しております。

全ての子供たちを対象とし、保険料などの実費を除き無料で、放課後や週末など、週1回から2回程度実施しております。

一方で福祉部が所管している「放課後児童クラブ」は、有資格者の放課後児童支援員などの職員が配置され、子供たちに適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るものと承知しております。

保護者が仕事等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象とし、

有料で放課後や土曜日など原則として年間250日以上実施することなど、事業の趣旨・目的や対象などに違いがございます。

Q： 事業の目的・対象の違い分かった。一部の市町村において、同じ子供たちの対応という事で、一括して運営を首長部局が対応していると聞いている。両事業を良好に推進する上では、教育局と福祉部が連携して事業を進めるべきだと考えるが、その点について伺いたい。

(教育長)

A： 国におきまして、「新・放課後子ども総合プラン」の中で、全ての小学校区で、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、または連携して実施することなどを目指していると承知しています。

今年度、放課後子供教室を実施するために、県の補助金を受けた37の自治体のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、六つの自治体で教室そのものの開催ができなかった状況があります。先ほど申したとおり、指導員にお年寄りなども参加していることで感染防止の観点で実施をできなかった市町村がありますが、教室を開催した自治体では、ほぼ全ての自治体で、放課後子供教室に放課後児童クラブの児童を受け入れていただいて、地域の方々による様々な体験活動を連携して実施しております。

県におきましては、これまで放課後子供教室と放課後児童クラブの更なる連携強化を図るため、教育委員会が主催する「放課後子供教室等ステップアップ研修」に、放課後児童クラブの指導員も参加していただいております。研修の内容は、それぞれの担当者からの事例発表、あるいは意見交換などを行っております。

一方、福祉部が主催する「放課後児童支援員研修会」には、放課後子供教室の指導員も参加しております。

今後とも福祉部と連携して、研修会の合同実施や情報共有などを行うとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブが連携して、それぞれの特徴を生かした事業が実施できるよう、働き掛けてまいります。

Q： 主要な施策の9ページ「性の多様性を尊重した教育推進事業」について伺う。

性別、人種、自分と違う価値観に対する想像力を働かせ、それを尊重することを、子供たちの人格の完成に向けた教育活動として行うことは、極めて重要なものだと認識している。また、様々な性の形があるということや、ありのままの自分で良いのだということ、子供たちが認識できるということは、自己肯定感を形成する上で極めて重要な教育活動であると思う。

新規で企画されたこの「性の多様性を尊重した教育推進事業」を大変評価している。LGBTQが今国民の13人に1人いると言われている。40人学級であれば1クラスに3人はいることになる。

そこで今回この事業を実施するに当たって、前提として教員の理解が不十分だと児童生徒が相談したような場合に性別を決め付けてしまったり、アウティングをしてしまうなどリスクがあると思う。

本予算の執行を前提として、教員への教育が十分になされているのか伺う。

(教育長)

A： 議員御指摘のとおり、この事業を始めるに当たっては、まず最初に、教員の理解を深めることが大前提だと思っており、令和2年12月に教員向けのリーフレットを作成しております。これは、県内公立小・中・高・特別支援学校全ての教員にリーフレットを配布して啓発に努めたところでございます。

また、このリーフレットを使用して校内研修に努めるよう指示したところでござ

います。さらに、このリーフレットの活用方法については、研修用の動画を作成して、県のホームページ、あるいは総合教育センターのホームページに貼っていますので、それらを活用して教員の理解を深めるよう努めているところでございます。

Q： **LGBTQ教育の日本の権威でもある埼玉大学の渡辺大輔准教授にアドバイスを頂きながらリーフレットを作成し、教員に配布しているということで、是非活用していただきたいと考える。**

今回GIGAスクール構想が進み、タブレットが1人1台となっていて、3月12日に文部科学省からタブレットの積極的活用について通知が出たところだと思いが、子供たちの啓発資料については、カミングアウトをしていない段階だと比較的内緒にしたいという要請もあるところで、タブレットで出した方がいいのか紙で出した方がいいのか悩ましいところだが見解を伺う。

(教育長)

A： 今回作成を予定している啓発資料につきましては、性的指向や性自認について、子供たち自身が悩んだ時などに手元にあってすぐに見られるよう、子供たち一人一人に配布することとしています。

気軽に手に取ってもらえるよう、現時点ではリーフレットを印刷・配布する予定としています。

ただし、委員に御指摘いただきましたように、来年度からは子供たち一人一人に端末が用意される状況がございますので、今後の状況などを見まして、電子データによる配信も検討に加えてまいります。

Q： **こうした内容を教えるためのコンテンツについて、世の中にはYouTubeの動画でも何でもあふれている。そのような動画は使わずに、県で独自に作る意義について伺う。**

(教育長)

A： まだまだそういうことに認識がない子供たちもおりますので、正確な正しい理解を進めるために、県として作成を進めていくということでございます。

Q： **主要施策の14ページ「障害者雇用推進事業」について伺う。
一昨年、障害者雇用について大変残念ながら水増しという問題があった。
現在、一生懸命取り組んでいると思うが、法定雇用率がどのようになっているのか。令和3年度の見込みも含めて伺う。**

(教育長)

A： 教育委員会における障害者雇用率は、法定雇用率2.4パーセントとなっておりますけれども、令和2年6月1日現在で2.13パーセントでございました。

6月2日以降も障害者の雇用を進めまして、令和2年12月14日時点で実際の雇用率2.41パーセントと法定雇用率を達成したところでございます。

引き続き、令和3年度におきましても、法定雇用率の維持に努めてまいりたいと考えております。

Q： **令和3年度の見込みについて話をさせていただいたが、主要施策の14ページに人数等の記載がある。それによってどのようになるのか伺う。**

(教育長)

A： 法定雇用率が2.4パーセントから2.5パーセントに上がるということがござ

いまして、私どもとしては、その実現に向けてしっかり取組を進めてまいりたいと考えております。

Q : しっかり取り組んでいただきたいと思う。

私がここで指摘をさせていただきたいのは、様々な取組をしている中で、急激に雇用者数が増えている。それは取組の成果だと思うが、その一方で急激に増えていくことによって課題が出てきていると聞いている。

昨年、事務集約オフィス「ハーモニー」の視察に行かせていただいた。様々な取組を見させていただき、また、別の機会に、実際にそこで雇用されている障害のある職員の皆さんから話を聞く機会があった。その中で課題があるという事をお聞かせいただいた。

一つ目は障害のある職員へ不適切な言動があるということ、二つ目は仕事と能力のミスマッチがあるということ、三つ目は執務室の環境、そういった事についてもお話をいただいた。

一つ目の不適切な言動、障害のある方が心無い発言を受けてしまうであるとか、業務提案を積極的にしても無視されてしまう、又は子供扱いをされてしまう、そういった状況があるそうである。

このことについては議会で取り上げる前に、昨年の段階で教育局の職員に指摘をさせていただいた。

そういった事を踏まえ、次年度こういった課題についてどのように取り組んでいくのか伺いたい。

(教育長)

A : 今、事務集約オフィスのハーモニーの件でお尋ねがございましたけれども、委員から不適切な言動があったということについて御指摘を頂いた事は、私も承知をしております。

例えば、車椅子の方に床にある物を取ってほしいというような言葉掛けをしたと、支援員が配置をされているわけではありませんけれども、職場全体の職員の理解が不十分なためにそうした無理解、不適切な言動があるという事はあってはならない事だというふうに思っておりますので、職場の職員全員にきちんとした理解が深まるように、研修を深めてまいりたいと考えております。

さらに現在は、小・中学校の教職員の旅費の支給事務を一元的に管理してハーモニーで行っている状況がございます。

障害の程度あるいは本人の意欲等々に応じて適切な業務が割り当てられてない、切り出しが不十分だという事も承知をいたしておりますので、一人一人の障害の程度あるいは本人の意欲等々を見ながら、より適切な業務が構築できないかという事は、引き続き研究してまいりたいと考えております。

また、執務環境についての御指摘がございました。私もハーモニーに昨年行っておりますが、こちらの県庁舎にありますフラットと比べますと、かなり比べ物にならないぐらいですね、厳しい状況があるという事は私も十分承知しておりますので、可能な限り適切な快適な環境の中でお仕事がしていただけるようにその改善にも取り組んでまいります。

Q : 3点全て答弁いただいたと思う。働いている職員は、指導してもらっていることや仕事があることに本当に感謝をされていた。ただ、仕事のミスマッチなどがあることにに関して、やるせないような気持ちになるという事を涙ながらに話してる方もいた。是非改善に向けて取り組んでいただきたい。

共生社会は、やはり行政が範を示していかななくてはいけないと思うので、引き続きお願いしたい。

Q： 主要な施策の3ページ「国際バカロレア等特色ある教育検討事業」について伺う。
多くの議員が質問等で取り上げてきており、令和3年度予算ということで350万円ほどの予算を計上しているが、この事業の目標について聞きたい。

(教育長)

A： 県立高校の特色化・魅力化を図るため、特色ある教育課程について研究していくことが必要であると考えておりまして、中でも、国際バカロレア教育は批判的思考や論理的思考など探究型の特色的なカリキュラム編成になっておりまして、グローバル人材を育成するためにも有効な教育手法だと考えております。一方で、国際バカロレアについては、これまで、カリキュラム編成や国際バカロレア科目を教える人材の確保などの課題がございました。しかし、国が教育課程の特例として国際バカロレア認定校の各科目を学習指導要領上の科目に読み替えることを認めるようになることとなるなど、比較的取り組みやすい状況となってまいりました。こうした状況を踏まえまして、議員の御提案等も踏まえまして、国際バカロレアについて特色ある教育手法の一つとして、研究・検討を行っていくこととしたものでございます。今後、国際バカロレアなどの特色ある教育の研究・検討を進めることで、県立高校の魅力化、活性化に努めてまいります。

Q： 大変期待をしている。最後に伺うが、この事業を通じて国際バカロレア認定校設置を見据えて取り組んでいくということですか。

(教育長)

A： 私としましては、国際バカロレア認定校の必要性というものを強く認識をいたしておりますので、様々課題もございませうけれども、今後の魅力ある高校づくりの一環として取り組んでまいりたいと考えております。

Q： 主要な施策の15ページ「学校におけるヤングケアラー支援事業」について伺う。
今日は全てヤングケアラーに関する質問でいきたいと思う。「学校におけるヤングケアラー支援事業」143万円、この1点のみ質問をする。
まず、この事業の規模感、例えば学校関係者の何割ぐらいが受けるのか。規模感を伺いたい。

(教育長)

A： この事業につきましては、元ヤングケアラーの方による講演会、説明会を行うことを通して、教職員、児童生徒のヤングケアラーに関する認識を深めて、適切な支援につなげることを目的として実施するものでございます。予算規模は、ただいま委員が申しましたように143万9,000円、出張授業の回数は7回を予定しております。

7回の内訳でございますが、県立高校を対象として4回、市町村教育委員会又は市町村立中学校等を対象として2回、広域のPTA連合会の研修会などを対象として1回の実施を予定しております。

受講人数は教職員、児童生徒、PTA等を想定しておりまして、全体で2,500人程度を見込んでおります。

Q： 今、2,500人程度という話があったが、学校関係者の大体何割ぐらいを網羅していると認識しているか。

(教育長)

A： 埼玉県には4万人を超える教職員がおりますので、非常に少ない数だということは承知しております。事業内容を研修会等で伝達するなどしまして、普及に努めてまいりたいと考えております。

Q： そう、非常に少ない数である。そして、この予算額もとても少ない。この事業は、一つ目は学校関係者の認識を深めてもらう、三つ目は教育局と福祉部の連携を深める。三つ目は適切な支援につなぐ、正に「三方良し」のすごいミッションである。これを143万円で本当にできるのか。

(教育長)

A： 可能な限り、今お話しいただいた三つの観点の実現を目指して、しっかり取組を進めてまいりたい。

Q： 簡単に言うとやる気が感じられない。

教育長、今はヤングケアラーがいかに注目されているか御存じか。例えば先週の金曜日にはさいたま市議会で教育長が答弁でヤングケアラーの調査をすと言っている。また、明日は、厚生労働省でヤングケアラープロジェクトチームの初会合が行われる予定である。さらに、3月8日の参議院予算委員会では菅総理大臣自らヤングケアラーに言及して、当事者に寄り添ったしっかりとした支援をやると言っていて非常に注目されている。

そもそも遡れば、昨年3月のケアラー支援条例は本県議会から始まった。そして、「実態調査の実施」。約5万5,000人という県内全部の高校2年生を対象に調査した。さらには、「ケアラー支援計画」のパブリックコメント、これには100人以上の方から300件以上の意見とか要望が来ている。正にこういった取組が、国あるいは社会を動かしている。そして今回のこの予算143万円。私は久々にがっかりした。この予算ではやる気が感じられないし、物足りない。もう一度教育長答弁をお願いします。

(教育長)

A： 子供たちは様々な課題を抱えながら、一生懸命学校で勉強や運動に取り組んでいます。そうした子供たちが、少しでも前向きに充実した学校教育が受けられるような環境を整えていくことが教育委員会に課せられた使命だと考えております。

目の前にいる児童生徒の中に、介護等に追われて自分の意に反して勉強ができなかったり、あるいは学校に行けなかったりする状況があるとすれば、それは教育的観点から見過ごすことはできないと考えています。

昨年、県内全ての高校2年生への調査で約4.1パーセントの生徒がそうした状況で苦しみながら学校生活を送ってくれているということが分かりました。国においても全国調査を始め、支援施策を検討している中で本県は国に先んじて様々な施策を行おうとしていることは大きな意味を持つものと考えております。

予算が少ないとお叱りを受けましたが、今回の取組をいろんな場で広げることによって更なる充実に向けて一生懸命取り組んでいきたいと考えています。

Q： 25人に1人をどう見るか、言い換えれば1クラスに1人は必ずいる。これは県が全国に先駆けた調査を実施して、その実態を把握した。そしてそこからどうやって支援に持っていくかということである。坊さんの話で恐縮だが、新しい位牌や仏像とか、そういったものを新しくする時に魂入れの儀式がある。なぜこのような話をするのかというと、例えば、知事や県庁職員が「SDGs」という言葉を使う。ヤングケアラーというのは、この「SDGs」「教育基本法」とか国連の「子ども権利条約」これらに関わることである。すなわち、今回、ヤングケアラーの支援を

しっかりしなければ、私は「SDGs」は看板を掲げただけなのではないかと思う。
これをしっかりやっていくことで、我々が条例の中でも一番大切にしている基本理念、社会全体に広がっていくのではないかと思うが、その辺りの見解を教育長に伺う。

(教育長)

A : ケアラーの支援につきましては、福祉部と連携しながら教育的支援の部分は教育委員会及び学校で担当するというところでございます。先ほども御答弁も申し上げましたように、子供たちが家族の介護等で十分な学校生活が送れない、あるいは健康を害している。そういうことがあってはいけないという思いは強く持っております。143万円という予算額についてお叱りを頂いたわけですが、本事業はスタートラインに立った訳でありますので、このスタートラインに立った今の気持ちをしっかりと胸に刻んで引き続き取組を進めてまいります。

Q : 今、教育長から大分前向きな答弁を頂いた。時間も限られているので、最後に一つ、とても気になっていることを質問する。先ほど申し上げたとおり、我々が提案し策定したケアラー支援条例第3条基本理念の中に、社会全体でケアラー個人をしっかりと支援していくというのがある。一つは福祉部と連携して学校の中でヤングケアラーを支援するというものがある。

さらに、学校ではもう一つ大きな役割があると私は思っている。福祉部の予算で、児童生徒向けのハンドブックを作る。その冊子をどのように配るのか、その内容を誰が教えるのかであるが、ヤングケアラーを支援する人を育てることは、要は福祉教育、人権教育である。それらの教育に取り組んでいく大切な役割が学校にはあり、人材育成の役割もあるのだと思う。

今回の予算143万円に加えて福祉部のハンドブック、これらを使いながら、先ほどの社会全体での支援と「SDGs」を実際にも実現するために、どのように施策を実施していくのか、学校ではどのように取り組んでいくのか最後に伺う。

(教育長)

A : 学校全体で取り組む体制作りについての御質問と伺いました。とにかく、子供たちを毎日、学級担任が見ております。あるいは、教科指導の中では教科担任が子供たちを見ております。「何か元気がないな、どうしたの。」「どうした。そうか、おじいさんの具合が悪いのか。大変だな。」などと子供たちの気持ちに寄り添って、「だったら、市役所に相談に行こうか。行ってごらん。」というように、その子を適切な関係機関につないであげるといえることが、学校に課せられた大きな役目だと思います。子供たちの日常を教員が毎日見ているからこそ、子供たちの小さな変化にも気付くことができるのが学校だと思います。ですから、県としましては、教員がそういう視点で子供たち一人一人きめ細かく見ていけるような体制作りを努めてまいります。

Q : 自民党委員の質問を聞き、改めて教育の分野は大変だと感じている。A1をしっかりやる、子供たちのために様々な対応をする必要があり、それらに一つ一つ取り組まなければならない学校の先生方は大変だと思う。

そこで、主要な施策のP16・17の「学校における働き方改革の推進」について伺う。

教育委員会では、昨年度「学校における働き方改革基本方針」を策定し、教員の在校等時間の超過勤務の上限を月45時間以内とするという目標を立てて取組を進めているが、コロナ禍において、感染症対策の徹底や、ICTを活用した教育の充実など、これまで以上に様々な対応が求められている。このような中で、学校現場

の負担軽減を進めることはますます重要になっている。教師という職業の魅力を高める上でも、「学校における働き方改革」は避けて通れないと考えている。昨年も、私はこの予算特別委員会の場で、働き方改革について質問をしているが、県立学校において、在校時間を客観的に把握するための勤務管理システムが稼働しておよそ1年が経つ。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業もあり、イレギュラーな1年だったが、教員の在校等時間の超過勤務の現状はどのようになっているか。また、その結果をどのように受け止めているか。

(教育長)

A： 委員御指摘の通り、今年度は、これまでに経験したことがない大変な1年でした。コロナ禍において、教員は児童生徒の健康観察や使用する教材等の消毒の徹底、感染リスクの高い教育活動の制限など、子供たちの学びを継続させるために必要な取組を行ってきたところでございます。御質問の教員の超過勤務の現状については、令和2年11月の勤務時間を除いた在校等時間が45時間を超える教員の割合は、小学校で45.4パーセント、中学校で57.1パーセント、県立高等学校で36.9パーセント、特別支援学校で15.2パーセントでございました。月45時間を超える教員の現状を踏まえると、県としてより一層リーダーシップを発揮し、思い切った業務削減あるいは業務改善を更に進めていかなければならないと認識しております。

Q： 月45時間の目標を達成するには、まだまだ努力が必要なことが分かったが、私は、把握した勤務状況のデータをしっかりと踏まえて、働き方を見直していくことが必要だと考えている。各学校では、把握したデータを踏まえて、どのような対応が行われているのか。

(教育長)

A： 各学校では本人が1か月間、どのような働き方をしたのかデータで明らかになりますので、前月、前々月がどうだったか、来月はどうするかなど、働き方を見直すきっかけに使用しております。また、管理職にとっては、一部の教員に業務が偏っていないかを確認する資料としても活用しております。さらに、県では、毎月80時間以上の超過勤務があった者に対し、産業医による面接の勧奨を行っているところでございます。今後は、県として前年度のデータと比較を行うことにより、業務削減・業務改善の効果を検証することなどに活用してまいります。

Q： 今80時間を超える教員がいたということだが、昨年は学校が臨時休業になったり、部活動も制限したりしていたはずだが、そのような状況でも月80時間を超える教員がいたということか。

(教育長)

A： 昨年は非常にイレギュラーな1年でございまして、4・5月は臨時休業中だったためそれほど超過勤務はありませんでしたが、後半になってからは、年度内に終えなければならぬ行事や学習活動への対応などから多くなっている状況でございます。

Q： 確かに、休校の分、土曜日にも授業を行うなどの取組があったが、是非データを踏まえて現状を把握しながら、今後にもつなげていただきたい。

今年度は、学校現場も新型コロナウイルスの対応に苦労した1年だったが、来年度もまだまだ予断を許さない状況ではないかと思われる。今週末には、緊急事態宣言が明けるかどうか、18日辺りに決定がされるであろうという報道もされている

が、このコロナ禍が完全に収束しないまま続くと思われるが、継続的な感染症対策やICTの活用については、今後どのように課題に取り組んでいくのか、また、先生方が取組をしていく中で、県教委はどのような支援をしていくのか伺う。

(教育長)

A : 例えば、学校で陽性者が出たときには、学校からの要請に応じて教育局から支援チームをすぐに派遣し、保護者への対応等の支援をさせていただいております。さらに、濃厚接触者等の拡大PCR検査を実施する場合にも、学校からの要請に応じて教育局から職員を派遣して検体の採取等に協力させていただいております。

また、ICT教育が来年度から本格的に始まりますけれども、教育局内に4月にICT教育推進課を新たに設置しまして、県内の小・中・高・特別支援学校の切れ目ないICT教育の推進を積極的に支援してまいります。

Q : 是非しっかりとサポートをお願いしたいと思う。先ほど申し上げたように、通常時においても学校現場は忙しいと捉えているが、このコロナ禍における苦勞は計り知れないものがあるのだろうと思っている。特に答弁にも触れられた教職員の心理的ケアは不可欠だと考えているが、教職員の心理的ケアについて、このコロナ禍において、どのようなことが実施されたのか。

(教育長)

A : 教職員の心のケアといたしましては、長時間勤務の教職員に対しまして産業医による面接指導を行っておりまして、今年度の実施件数は2月末現在で251件でございます。また、勤務管理システムの稼働によりまして、健康リスクを抱える教職員を、より確実に見極められるようになったことから、昨年度は111件ございましたので、かなり、面接の勧奨が進んでいる状況でございます。また、健康不安のある教職員に対しましては、保健師による健康相談を実施しておりまして、令和2年度の実施件数は2月末現在で2,031件となっております。さらに、コロナ禍においてもメンタル不調にしっかり対応できるよう、セルフケアですとか、あるいは部下や同僚に対するケアについて、知識や対処方法等を身に付けさせるための研修を、動画として各学校に配信をして支援しているところでございます。

Q : 今、働き方改革について、県教委の対策を伺ってきた。絶対に忘れてはならないのは、働き方改革は単に業務を減らせばよいというものではなく、質の高い教育を行うために進められるものだと考えている。言葉では簡単かもしれないが、これは非常に難しいことだと思う。例えば、研修は、教員の指導力向上のため重要なものだが、その一方で、子供と向き合う時間が少なくなる、という課題がある。

そこで、最後に伺う。子供たちへの教育の質の確保と働き方改革をどのように両立していくのか。

(教育長)

A : 委員御指摘のとおり、働き方改革の意味が、子供たちの教育の質の維持・向上にあることは言うまでもありません。教員の研修につきましては、その質を確保しつつ、教員の負担軽減ができるよう、研修の一部をオンラインで実施したり、より実践的な映像で教材を共有できるなどの取組を進めてまいります。

また、学校教育活動の質の維持・向上ということで、学校行事などについても、目的や意義を損なうことなく、準備に掛ける時間や練習の期間を工夫することにつきまして、学校や市町村に働き掛けてまいります。今後も、教員の働き方改革、学校教育の質の維持・向上の両立にしっかり取り組んでまいります。

【無所属県民会議】

Q： 事業概要19ページ「給与費」に関連し、「女性管理職」について伺う。

文部科学省の2019年度学校基本調査によれば、小・中学校、高校などの管理職に占める女性の割合は47都道府県全体で18パーセントに留まることが明らかになったとのこと。校長、副校長、教頭などの管理職について、政府は2020年に20パーセント以上とする目標を掲げているが、埼玉県の管理職に占める女性の割合の達成状況はどうか伺う。

(教育長)

A： 学校の種別ごとに申し上げます。公立の小・中学校につきましては、令和2年度当初の管理職に占める女性の割合は、18.4パーセントでございます。令和3年度当初における割合は、異動等がございますので4月1日に確定いたしますが、19.5パーセントになる見込みでございます。一方、県立学校につきましては、令和2年度当初における管理職に占める女性の割合は、15.4パーセントでございます。令和3年度当初における割合は、16.1パーセントになる見込みとなっております。県全体で申し上げますと、さいたま市を除く、埼玉県の公立学校における管理職に占める女性の割合は、令和2年度当初は17.7パーセント、令和3年度当初は18.8パーセントになる見込みとなっております。

Q： いずれも未達成とのことだが、本県の今後の対策について伺う。

(教育長)

A： 学校で、管理職選考の教頭選考を受験できる年齢は、小・中学校、県立学校ともに35歳からとなっております。ちょうどその頃が、ライフステージにおいて、出産や子育て、介護などの時期と重なっていることがございます。そこで、このような時期におきましても、男女ともに管理職試験を受験しやすくなるように、公立小・中学校では平成28年度から、県立学校では平成30年度から、出産・子育て・介護・健康上の理由がある場合については、選考に合格後、教頭への登用を最長5年間猶予する制度を設けております。さらに、女性管理職を増やすために、対象者向けに作成しているリーフレットでは、先輩の女性管理職からのメッセージを多く掲載したり、女性が校務分掌における主任等の経験を積めるよう各学校に働き掛けたりすることなどによりまして、意識啓発を図っております。今後、これらの制度に加えまして、働き方改革もより一層推進することで、女性管理職の登用につなげるよう努めてまいります。

○： 今後の取組に期待したいと思う。

Q： 歳出予算の事業概要10ページ「長期入院を要する高校生への学習環境整備事業費」について伺う。

いわゆるAYA世代と呼ばれる思春期・若年層で、がんなどで長期入院を強いられる子供たちの支援である。

本県において長期入院する高校生への学習支援はどうなっているのか。

また、対象人数は何人なのか、これまでの実績も含めて伺う。

(教育長)

A： 県立高校には、病気やケガなどによりまして、長期の入院を余儀なくされている生徒がおりまして、そうした生徒への学習支援は大変重要なものと考えております。

現時点では、小児がん等によりまして、埼玉県立小児医療センターに1か月以上入院する生徒を対象に、在籍校から非常勤講師を派遣して学習支援を行っております。

これまでの実績につきましては、事業を開始いたしました平成30年度が3名、令和元年度が6名、今年度は2名の生徒に対して学習支援を行っております。

令和3年度に学習支援を受ける対象の生徒数は5名を想定しております。

Q： 文部科学省は、病気療養中の生徒を対象としたICTを活用した遠隔授業について、これまでは教員が付き添うことを条件としていたが、2019年にこれを撤廃し、さらに遠隔授業によって取得できる単位の上限を撤廃することとした。

これを受けて本県はどのように対応しているのか。あわせて、今後、ICTを利用した遠隔授業による学習支援は進むのか、長期入院をする高校生に対する学習支援の今後について伺う。

(教育長)

A： 委員お話のとおり、病気療養中の生徒に対するICTを活用した遠隔授業につきましても、その単位数の上限が国により撤廃されたため、県でもそれを基に対応していくこととしております。

また、先ほどもお話にございましたように、病室での教員の付き添いが必ずしも必要ではないということがございましたので、現在、それらを踏まえましてICTを活用した遠隔授業ができるように環境の整備に努めております。

現在は小児医療センター以外の医療機関では対応ができていない状況でございますが、来年度は、小児医療センター以外の医療機関についても遠隔授業を実施できるように準備を進めております。

このような遠隔授業と、非常勤の派遣による指導を組み合わせることで、対象児童の体調や学習状況などに応じて、一人一人きめ細かく学習支援に努めてまいります。

Q： 主要な施策の7ページ「いじめ・不登校対策相談事業」について伺う。

「2(1)教育相談体制の整備・充実」とあるが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、高校相談員など、専門職や相談を専門に受ける人員の配置をしている。こうした外部人材を活用した対策は、多様化する生徒の悩みの対応に大変重要だと考えるが、県の考えを伺う。

(教育長)

A： 様々な課題を抱える児童生徒に対して適切な支援を行うためには、学校が組織的に対応することがまず重要であると考えております。その上で、組織的に対応するためにも、教員の力だけでなく、生徒の身近な存在である相談員、必要に応じて専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援が必要であり、こうした点で、外部人材の役割は大変重要だと認識しております。

Q： チーム学校ということで、外部人材も含めた対策を全体で取り組んでいくと答弁していただいたと捉えている。

次に、要求資料の資料番号1の2ページ「勤務状況と相談件数」によると、戸田翔陽高校、狭山緑陽高校、吹上秋桜高校、吉川美南高校の4校の相談件数は、学校による違いはあるものの、年々増加傾向にある。こうした傾向は他の配置校でも同様の傾向にあると思われる。

こうした状況の中、県立学校を対象に配置しているスクールソーシャルワーカー

は、平成24年度は2名であり、平成26年度に8名に増員、さらに、平成27年度に4か所ある各教育事務所にそれぞれ1名配置し、12名体制となっている。その後、5年程経過しているが、12名体制のままである。相談件数が増加傾向にある一方で、配置は増えておらず、現在配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに負担が掛かっていると考えられるが、教育委員会の考えを伺う。

(教育長)

A： 相談員やスクールカウンセラーに、生徒が直接相談に行くことに慣れておらず、敷居が高かったということがあろうかと思えます。小学校にもスクールカウンセラーが配置されるようになり、相談に行くこと自体のハードルが低くなったというのが一つの要因としてあろうかと思っております。生徒の抱えている課題が様々であり、相談したいということが多くなっているという現状もありますが、一方で、相談しやすい環境ができてきているというようにも考えているところでございます。

こうした外部人材を効果的に活用するためには、過度な負担が掛からないようにすることは大切であり、今後も学校の状況や課題に応じて、現状の配置の工夫等に努めてまいります。

Q： 生徒が相談しやすい体制が整ってきたということは、生徒にとっても良いことだと思う。その中で、配置を考えながら、全体的に底上げをしていくという答弁であったと捉えている。

次に、生徒に対する手厚い支援が求められている中、現状の配置では相談したい時にいないということがある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに常に相談できるような体制を整えるべきであり、そのためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常勤化すべきと考えるがいかがか。

(教育長)

A： 冒頭にも答弁しましたとおり、様々な生徒がいる中で、適切な支援をするということについては、まずは、日々顔を合わせている教員が生徒に寄り添った支援をすることが大切だと思っております。そうした時に、教員だけでは解決が付かない、専門的な知見あるいは、経験を生かしていただくためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置をしているところでございます。専門的な人材を活用することで、教員全体の相談体制の底上げを図っていくことが重要だと考えています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに任せきりということが一番良くないと思っております。常勤化については、国の行っている調査研究の動向を注視しながら、配置の在り方を検討してまいります。

Q： 県としても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、重要な役割を果たしていると認識していることが確認できた。

今後多様化する社会が進む中、若い優秀な人材の確保、選ばれる職種にするためには、給与の保障や福利厚生の実施は必要である。そのため給与は月額で支給すべきと考えるが、県の会計年度任用職員取扱要綱では、週3日以上又は月15日以上勤務しないと月額支給とならない。また、週20時間以上勤務しないと社会保険や雇用保険も適用されない。安定した給与や社会保障がないと優秀な人材の確保はできない。

私が独自に調べた近隣のスクールソーシャルワーカーの給与体系では、資格や勤務状況で給与に多少の違いがあるが、高校配置のスクールソーシャルワーカーで、東京都は54人おり、月16日の勤務で年収233万円から294万円、千葉県は21人おり、年90日の勤務で年収117万円から205万円、神奈川県は30人

おり、年70日の勤務で年収172万円、さいたま市は年185日で年収180万円から240万円となっている。埼玉県は12人おり、年90日の勤務の場合は年収109万円と、埼玉県の給与体系は低いことが分かる。国も高校での様々な問題に対し、スクールソーシャルワーカーの活用を推奨している。予算の関係もあることから、せめてモデル校として1校からでも常勤化を進める考えはあるか。

(教育長)

A： 繰り返しの答弁となりますが、まずは、教員が生徒に寄り添った支援をするための力量を上げていくことが何よりも大切だと思っております。そのために、専門家の知見や経験を活用しているところでもあります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに任せきりになってしまっただけでは、本末転倒だと思いますので、常勤化については、委員から再三御指摘いただいているところではありますが、国の行っている調査研究の動向を注視しながら、配置の在り方を検討してまいります。

Q： **まずは、何か問題があれば担任に相談するというのは、もっともだと思う。専門職を活用し、教員の底上げを図っているという考え方は賛成である。それにしても12名体制は少ないと思う。教員出身の教育長として、現場に直接行って生の声を聴くべきと考えるがいかがか。**

(教育長)

A： 教育長就任の際に、可能な限り現場に行き、教員や子供たちに直接接する中で、課題の洗い出しや、頑張っている姿を見ていきたいと申し上げたところでもあります。面談など、校長と直接話す機会がございますので、学校で今何が起きているのか、校長が何に困っているのか、子供たちは何に悩んでいるのか、教員の様子はどうか、引き続きしっかり現場の状況把握に努めてまいります。

Q： **歳出予算の事業概要9ページ「進路指導推進費の県立学校キャリア教育総合推進事業」の外部人材を活用したキャリア教育の実施について伺う。**

1,087万4,000円であるが、我が会派の岡代表の質問にもあったように、在校中は様々な支援を受けて卒業することができたとしても、就職が決まらない生徒がいる中、誰一人取り残すことなく、社会につなげるために、今後どのような支援をしていくのか伺う。

(教育長)

A： 高校生が卒業するときにきちんとした職業に就いて、しっかり自立して働いていける環境を整えて卒業式を迎えさせるということが、学校の大きな役割だと思っております。

今年度はコロナ渦の影響もありまして経済状況が非常に厳しい中で、生徒も一生懸命、就職活動に取り組んでくれたものと考えております。ただ、卒業時に就職先が決まらないまま卒業していく生徒が一定数おりますので、これまでは卒業後3か月間、ハローワークと連携して就職支援に努めてまいりましたけれども、会派の岡代表の答弁でも申し上げましたように、これからは、是非、子供たちには、「いつでも相談において、就職が決まるまで相談に乗るからね。」ということで卒業させていますので、就職が決まるまでしっかり支援をしてまいります。

O： **最後まで面倒を見るという気合を感じた。受け入れたからには、次のプラットフォームまでつなげてもらいたい。**

Q： **主要な施策6ページ「教育の情報化推進事業」について伺う。**

ICT支援員の配置2名ということで、新規で取組がある。昨年の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会で配置をしてほしいと提案し、中屋敦議員からも同様の質疑があったところであるが、どのような根拠から2名となったのか。

(教育長)

A：今回配置を予定しておりますICT支援員は、教育局内に新たに設置するICT教育推進課に配置することを予定しております。指導主事と連携して授業におけるICTの効果的な活用方法の支援を行ったり、あるいは研修プログラムの開発など、学校の要請に応じて校内研修を実施することなどを考えております。また、市町村の教育委員会に対しましても、要請に応じて指導主事と共に訪問支援などに取り組む予定でございます。単独で学校に出向いて、あるいは単独で何かをするということではなく、ICT教育推進課の中で一体的に取組を進めたいということで2名の配置としたところでです。

Q：チームでの取組なので、まずは2名ということと思う。ただ、国が示しているICT支援員の配置目標というのは4校に1人である。現在2名の支援員は何校を対象にして支援を行っていくのか。

(教育長)

A：県立中学校と高校、特別支援学校合わせますと180校程度となります。さらに、要請に応じて市町村の支援にも加わるということにしております。特に、ICT活用に課題があるなど、支援の必要な学校に対して優先的に訪問支援を行うなど、県内の学校におけるICT活用が推進されるように取り組んでまいりたいと考えております。

Q：ICT教育推進課が新設され、相当な数の学校を訪問するというので、相当な負担になるということは想像に難くない。現場の負担をいかに軽減できるかと併せて、教育局の負担をいかに軽減していくのが重要だと思う。情報通信技術の推進に伴い定数も増になり、ICT教育推進課が新設されて13名でスタートするという話だが、2名しか増えていない。現場の教員や教育局の職員の負担を減らしていくことと、この事業を成功させていくという意味でも増員が必要だと思うがいかがか。

(教育長)

A：これまで県立高校は高校教育指導課、義務教育学校は義務教育指導課、特別支援学校は特別支援教育課と所掌している学校の種別ごとにばらばらに対応しておりました。総合教育センターでも独自に研修を組んで実施をしていたという状況がございます。来年度から市町村においても差が出ないように全県一律の指導体制が構築できるように、それぞれ3課からICTの教育指導を担っている者を集約しましてICT教育推進課を設置することとしたところでございます。また、総合教育センターにつきましても兼務を掛けるなどして、研修も一体的に取り組むということであちこちから学校に指示が来るといことがないように一元的に推進できる体制を整えたところでございます。最初は大変なことがあるかと思いますが、次第に慣れていくに従って負担が少なくなっていくのではないかと思います。学校現場の負担も考えながらしっかり支援に取り組んでまいります。

増員についての御指摘がございましたけれども、今後はICT活用をより一層推進されるよう教育局全体で支援に取り組むとともに、増員につきましては、来年度の状況を踏まえまして、情勢も含めて検討してまいります。

Q : 当面の対策として、まだまだ薄いという部分があると思う。例えば、県内大学の教育学部の学生にサポートに入ってもらいたいというのはいかぬか。大学生にとっても学校に関わるメリットがあり、双方にとってメリットがある話である。うまく連携体制を構築できれば、恒久的に続けていける話だと思いがいかぬか。

(教育長)

A : ICT活用を推進するためには、知識、経験のある外部人材の活用を図ることが重要だと思いがいます。御提案がありましたように大学生などにも入ってもらいと、学校も大変助かるのではないかと思いがいますので、ICTサポーターなどとして、ボランティアの活用について検討してまいりたいと思いがいます。

Q : 御検討いただけるといふことで感謝する。次年度より学校によってはBYODが進んでいくわけでありませう。その中で私はBYODについても早急に検討していく必要があると考えている。今後、ICTが本格化する中で、家庭の経済事業状況が様々な状態の中で端末の購入といふのは相当な負担が掛かるといふのは間違いな話である。安価に購入できるような取組ができればと思いがいかぬか。

(教育長)

A : 県立高校において、県が生徒1人1台端末を整備するといふことにつきましては財政面で大きな負担がございますので、現時点では個人が所有する端末を使用する、いわゆるBYODで環境を整えたいと考えています。BYODの導入当初は、生徒が所有するスマートフォンの活用が考えられますけれども、生徒の学びをより充実させていくためにはタブレット端末の活用がより効果的であると考えています。その場合には、保護者の御負担で御購入いただくといふことになるものと思いがいます。現在、来年度5校で新入生に対して学校で同じものを購入していただき、もちろん保護者の御負担になりますけれども一括購入をして、同じ環境の下で学習を進めるよう準備をしている高校がございます。端末の購入に当たりましては保護者の理解を頂くとともに、一括購入などより安く購入できる仕組みを検討してまいりたいと考えています。

Q : 早速BYODについても検討していただけるといふことで、その点も感謝申し上げます。あわせて、教員の方々の負担といふことでお話をさせていただきます。次年度もコロナの影響が続くといふ中、より情報化を推進していかなければいけぬ。いかに教員の方々の負担を減らしていくのか大変重要だと思いが。教員が利用している校務用のPCで教材を作ったり準備していると思いが、BYOD専用回線につながらぬといふ話がある。その辺の状況はいかぬか。

(教育長)

A : 教員が校務に使用しておりますパソコンは、成績処理ですとか出欠席の管理ですとか、重要情報が入っておりますので、そこの保護の観点から新しいBYOD専用回線につなぐことはいかぬものとしております。そのため、既に整備をしておりますタブレット端末でありますとか生徒用のパソコンを使って授業等を行っているところがございます。今後、教員の校務用パソコンをどのように授業で活用していかぬかにつきましては、他県の状況等も踏まえまして検討してまいりたいと思いがいます。

O : 今回既に5校ではBYODを進めていくといふ話である。その中でどんな形で進めていくのがいいのかといふ知見が得られると思いが。そうしたものをしっかり引き継ぎ、セキュリティ面をしっかりと担保した中でどのような形ができるのか、しっかり進めていただきたい。

【埼玉民主フォーラム】

- Q：** 主要な施策の5ページ「県立学校グローバル教育総合推進事業」について伺う。広い視野を持ち国際的に通用する人材を育成することは大変重要だと考える。事業内容のグローバルリーダー育成プロジェクトなどで、ハーバード大学などにこれまで約400名程度の生徒を派遣したと伺っているが、派遣に参加した生徒が高校または大学卒業後にどのように活躍をしているのか、その成果を伺う。

(教育長)

- A：** 県の高校生海外派遣事業では、これまでアメリカのハーバード大学あるいはMITなどに派遣を行ってまいりました。これまで参加した生徒の中には、この事業を通じまして、大いに刺激を受けて、将来学びたい専門分野について見つめ直した生徒も多く、直接、海外大学に進学した者もおります。

海外大学へ直接進学した生徒の中には、例えば、オランダの大学で応用科学を専攻して、農業関連の企業経営に関わる分野で食の安全やマーケティング等を学んでいる者もおります。また、国内の大学在学中にネパールやミャンマーなどの現地医療機関でのフィールドワークに参加したり、海外で日本語指導をしたりするなど、学問に捉われずボランティア活動も兼ねた留学経験を積んでいる者もおります。さらに、この事業の開始当初に派遣した者の中には、医師や外務省、あるいは世界的企業などで働く者も出てきております。

- Q：** 様々に御活躍を頂いている状況が分かった。こうした中、令和3年度予算ではシンガポール国立大学などへの派遣を行うとの記載がある。令和2年度までは、先ほど申し上げたとおり、ハーバード大学などでの研修を行っていた。どのような考えで令和3年度については派遣大学を変更したのか。また、シンガポール国立大学に派遣することによるメリット、期待される効果についてどのようにお考えか伺う。

(教育長)

- A：** ハーバード大学等へ派遣するプログラムにおきましては、多くの参加者が海外へ目を向け飛躍するきっかけになるなど、大きな成果がございました。一方で、今後のグローバルリーダーを育成するというのを考えた時に、やはりアジアに目を向けさせるということは大事なことではないかというふうに私自身思っております。シンガポールは、シンガポール国立大学などで模擬国連ですとか、あるいはSDGsに関して主体的に学ぶプログラムが多く用意されておまして、高校生が発信力や交渉力を育成することが期待できるものと考えております。また、シンガポールは人口の約40パーセントが外国人でございまして、多民族・多言語・多文化国家であることから共生社会の在り方を学ぶのに適した場所ではないかと考えてもおります。アジアの中で突出した教育力を持つシンガポールでの研修から、多くの刺激を得られるということを期待をいたしまして、シンガポールへの研修に切り替えたところでございます。

- Q：** 派遣大学の変更については理解した。海外大学へ研修に行けるのは30人ということで、全生徒数に比較して大変少ない人数である。海外へ行けない生徒などにはこの事業の成果をどのように波及させていくのか伺う。

(教育長)

- A：** シンガポールに派遣をした生徒につきましては、帰国報告会を県で実施をすると

ともに、それぞれの学校でも全校集会等で報告会をさせるということにしております。また、大使館の方などをお呼びしてグローバル講演会等の事前研修を予定しておりますけれども、それらはこの30人の対象の生徒だけでなく、ICTを活用するなどしてオンラインで配信することによりまして、県立高校の多くの生徒がそうした講演会などを聴けるように工夫をしていきたいと考えております。

Q： 次に、新規事業「埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流事業」について伺う。

この事業は令和3年度からの新規事業であるが、グローバルリーダー育成プロジェクトとの違いを含めて、具体的にどのような事業を実施し、その規模はどの程度を想定しているのか伺う。

(教育長)

A： 埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流事業は、県立高校20校程度で海外との交流事業を企画し、実施するものでございます。この事業は、海外の交流校における現地での交流とその前後に実施いたしますオンラインによる交流を組み合わせた新しい形の国際交流を意図したものでございます。海外交流校への渡航の前後に国内研修としてSDGsのゴールなどの達成をテーマにした協働の探究型学習をオンラインで実施をしたいと考えております。現地の訪問前に、海外の交流校と共通のゴールを設定いたしまして、双方の国の実情等について情報交換を行ったり、あるいは現地訪問の際には、事前に学んだことについて意見交換、あるいはフィールド学習、発表等を行って、帰国後に再びオンラインでそれぞれの成果を確認し合う、そうした取組を考えております。実際に渡航する生徒は各学校20人前後、30人ぐらいかと思っておりますが、国内のオンライン交流に参加する生徒は、学校の規模にもよりますが、80人、100人という規模で一連の交流には参加をさせたいと考えております。

○： 海外で本当に使える英語力を育成することや、様々な国の人々と接した時に臆することなく自分の意見を言える、こうした人材を育成していくことは非常に大事だと思っている。是非しっかりと進めていただくとともに、この事業の成果をなるべく多くの人々に波及できるよう期待させていただき、また指摘をさせていただきたい。

Q： 主要な施策4ページ「課題を抱える生徒のための学習支援プラン」について伺う。

令和3年度への我が会派からの要望で、外国人児童生徒への学生生活支援の項目でもお願いをしているが、以前、外国人生徒が合格する中で、外国人生徒の学習や学校生活を支援するための施策の充実を図ることが必要だと考える。特に日本語の習得がままならない中での学習は、本人の学習意欲の継続にも影響があるため、日本語指導体制を強化することは非常に重要だと考える。また、通常の授業を実施しながら日本語指導を行う学校現場の先生方の負担軽減という面においても、必要だと思う。そこでまず現状について伺うが、県立学校において、日本語指導が必要な帰国・外国人生徒は何人程度在籍しているのか。近年の推移も含めて伺う。

(教育長)

A： 令和2年度に、各県立高校から提出をされました多文化共生推進員の配置に係る申請書によりまして、日本語指導が必要な帰国・外国人生徒は約390名となっております。2年前の平成30年度の文部科学省の調査では当時260名ということだったので、2年間で約130名増加している状況でございます。

Q： やはり、日本語指導が必要な生徒は増加傾向ということで、多文化共生推進員の配置や通訳翻訳機の導入などを行うようだが、どのような考え方でどのような学校に配置をするのか。

(教育長)

A： 多文化共生推進員につきましては、日本語指導が必要な生徒の在籍が多い学校、基本的な日常会話もままならない生徒が在籍する学校などに、必要性の高い学校から順に配置を考えております。令和3年度は昨年度に比べ2名増の32名を配置することで予算をお願いしているところでございます。また、令和3年度から新たに導入する通訳翻訳機につきましては、多文化共生推進員の配置を希望した全ての学校に配置をすることで進めてまいります。

Q： 昨年度に比べて多文化共生推進員は2名増員、また音声翻訳機も新たに導入するというので、一定の強化が図られると思うが、人数に対してはまだまだ足りない。更なる支援についてどのように考えているか伺う。

(教育長)

A： 日本語指導が必要な生徒は増加傾向にございますので、更に支援を充実させていくという必要性は感じております。そのため、今年度、県立高校に配置されたICTの環境を活用いたしまして、同時双方向で実施する日本語の補習として、オンライン日本語教室を、試行的に実施をさせていただきました。今後は、引き続き多文化共生推進員の確保に努めますとともに、オンライン日本語教室ですとかあるいは通訳翻訳機の配備をとおして、日本語指導が必要な生徒への支援を更に充実させてまいります。

Q： 主要な施策の11ページ「高校生の「農力」育成強化プロジェクト」について伺う。

この事業については、これまで、熊谷農業高校をはじめとしてGAP教育を推進し、国際的にも通用する教育実践を行ってきたと伺っている。また、来年度、オリンピック・パラリンピックが開催された際には、農業高校で作った食材も提供予定ということで、是非オリンピック・パラリンピックの実現とともに、食材の提供も実現することを期待している。そのような中、新たな取組として、「農業教育高度化事業」という取組を実施するようだが、農業用ICT機器の活用等による時勢に対応した農業教育とは、具体的にどのような事を実施し、どのような農業教育を目指しているのか。

(教育長)

A： この事業は、農業高校の生徒に対し、就農意欲の向上につながるような先進的な農業教育を実施するものです。具体的には、農業用ドローンを使って作物の成長具合を把握し、効果的な肥料の与え方を学ぶなど、スマート農業の視点を踏まえた学習カリキュラムの研究を行います。この事業を通して、基礎・基本的な技術だけでなく、AIなども活用した先進的かつ実践的な技術を体系的に学ぶことができる農業教育を目指してまいります。

Q： 取組の内容等は分かったが、農業高校が複数ある中で、なぜ、熊谷農業高校と総合教育センターでの実施なのか。モデル的な事業なのか。効果はどのように波及するのかなど伺う。

(教育長)

A： 総合教育センター江南支所は、約9ヘクタールの農場や温室があり、児童生徒の農業体験活動を実施しており、農業教育の裾野を広げるといふ場にふさわしいものとなっています。さらに、教員の研修施設として、教員の先進技術の習得とともに、学習カリキュラムに関する指導や研究についても効果的だと考えております。熊谷農業高校は、学校の場所が江南支所に近いことで、支所のスタッフとの技術交流が図られやすいことや、学校での授業実践に支所のスタッフが出向いて指導しやすいことが挙げられます。まずは、この2か所での事業実施により、先進的農業技術が学べる教育カリキュラムを研究し、農業高校の教員が集まる研究会や、江南支所での技術研修などの場において、他校と意見交換をしながら波及させてまいります。

Q： 高校において実施する上では、かなり先端的であり、実際に農業を実施する際にも有益な事業となることが分かったので、是非更なる農業教育の充実が図られることを期待する。次に、(4)「地域特産品開発」について伺う。「第3のみつ」の開発へのチャレンジについて記載があるが、この取組については一昨年からは始まっていると伺っているが、これまでの成果について伺う。

(教育長)

A： 「第3のみつ」は、これまでの花などから作られるものとは異なり、ミツバチにトマトやバナナなどの汁を与えて作られるもので、リコピンなどの機能性成分を含ませることができるという特徴があります。これは、秩父農工科学高校が特許を取得した技術であり、機能性成分が含まれることから、健康食品としての利用を考えております。令和元年度から、トマトを蜜源としてリコピンを一定量、安定してみつに含ませる方法の研究を進めており、令和2年度は、生徒・教員が研究と改良を重ねて、段階的にリコピンの濃度を上げている状況であるとともに、新たな原料としてイチゴを使った研究にも着手しているところです。

Q： 「第3のみつ」については、機能性成分を高めて健康食品として利用していくということだが、令和3年度の目標は何か。

(教育長)

A： 令和3年度は、これまで研究してきた方法を生かして、いくつかの果実を原料としたみつを生産し、学校オリジナルの商品開発に取り組んでまいります。そして、開発した商品を地域のイベント等で販売することで農業高校の魅力発信や地域の活性化につなげ、将来的には秩父地域の特産品としてアピールできるような取組にしてまいりたいと考えております。

O： 教育局については、コロナ禍でこの1年間大変な苦労があったと思う。新年度についても、是非子供たちの未来のために全力で頑張ってくれることを期待して質問を終える。

【埼玉県議会公明党議員団】

Q： 主要な施策の20ページ「県立高校トイレ改修加速化事業」について伺う。

洋式トイレが当たり前の時代の中で、学校のトイレが取り残されているイメージがある。児童が入学する小学校のトイレが和式メインの場合、入学前に和式トイレの練習をお子さんで行う保護者の方もいるようだ。家庭のトイレは洋式が主流となっている。また、バリアフリーの観点や清潔さからも洋式トイレに改修するケースが増えている。さらに、新型コロナウイルスに対しても蓋のある洋式は和式と比べ、

飛沫拡散防止に一定の効果があるともされている。この県立高校トイレ改修加速化事業は、トイレ洋式化率100パーセントを令和6年度完了から1年前倒しするとあるが、前倒ししたことによって来年度は何校前倒しになったのか伺う。

(教育長)

A： 令和3年度につきましては、2校、二つの学校で4棟分の整備が前倒しとなる予定でございます。

Q： それでは、洋式化率100パーセントとはどういう基準なのか伺う。なぜ、このような質問をするかということ、ある保護者の方より質問があった。子供が通っている学校は、洋式も少なく清潔さもないので、いつトイレの改修を行うのかと質問を頂いた。来年改修だったらいいな、と思いながら調査をすると、この学校は既に改修済であった。洋式化率100パーセントとは全ての便器が洋式になることか。おそらく違う。例えば、一つのトイレに洋式が一つでもあればカウントされるのか伺う。

(教育長)

A： 洋式化率100パーセントと申し上げましたのは、普通教室棟のトイレの洋式化改修工事の実施率を100パーセントとすることとございまして、また、改修工事が終わっておりましたら、委員のお話のように1か所のトイレに洋式便器が一つである場合でもカウントとしては改修済みとして整理をしているものでございます。

Q： それでは、改修済みになっていても、その和式がある学校は改修を今後行っていくのか伺う。

(教育長)

A： 現在行っておりますトイレの洋式化の改修工事では、普通教室棟の全ての便器を洋式化することが一般的となっております。このため、和式便器がある学校に対しては、学校の意見も聞きながら対応を検討していきたいと考えております。

Q： それでは、高校生の皆さんと意見交換する中でこのような指摘があった。一つのトイレに四つの便座がある。そのうち一つだけが洋式の場合、皆さんその洋式に並ぶということである。特に女子トイレで見られる光景だそう。休憩中にトイレが使用できず、授業中に行くしかないこともあるそう。要は、高校のトイレ改修加速化といっても洋式より和式の方が多く今の時代効果がない。そこで質問するが、まず県立高校のトイレに関して、便器の総数がいくつで、そのうち和式と洋式の数はいくつか伺う。

(教育長)

A： 令和2年度末、今年度末の時点におきまして、未改修の学校を含めまして普通教室棟の便器の総数は4,850でございます。このうち洋式の便器が3,135、和式の便器が1,715となっております。

Q： それでは質問を変える。既にこの加速化事業によって改修が終わったとされる高校の中で、和式便器数が洋式便器数より多い高校は何校あるか伺う。

(教育長)

A： これまで改修済みとして整理している普通教室棟の中で、和式便器の数が洋式便

器の数を超えている学校は5校でございます。また、和式便器の数が洋式便器の数と同数の学校が1校ございます。

Q： それでは、その6校は今後どうするか伺う。

(教育長)

A： 委員のお話にもございましたとおり、6校についてヒアリングをさせていただきましたところ、洋式トイレが使用中の場合は、他の階に生徒が行ったりして不自由をしているということも聞いております。この6校につきましては、改修から時間が経過している学校もございますので、丁寧に話を聞きながら対応を検討してまいりたいと考えております。

Q： 平成29年12月の定例会で自民党の議員も指摘をしていたが、普通教室棟以外の体育館や部室、武道場などのトイレに関してはまだまだ進んでいない。普通教室棟の便器数は先ほどお答えがあったが、4,850個。一方、普通教室棟以外の体育館や部室、武道場などの便器数は約7,900個と数的にはこちらのほうが圧倒的に多い。さらに、災害が起きた時、避難された皆さんが使用する確率はこちらのほうが高いため、普通教室棟以外のトイレの洋式化も急務である。今後どう取り組むか伺う。

(教育長)

A： 県といたしましては生徒の生活する場であります普通教室棟のトイレの改修を最優先として進めているところでございます。委員のお話にもございましたように体育館などそれ以外の建物につきましても来校者の利用頻度が高いトイレですとか、あるいは、災害時に避難所として利用されるものなど、洋式化のニーズは高い箇所もございます。こうしたことから普通教室棟以外のトイレにつきましても建物の改修が行われる機会などを捉えまして、可能な限り洋式化の工事も併せて実施をしてまいりたいと思います。

O： よろしく願います。

Q： 主要な施策の8ページ「SNSを活用した教育相談体制整備事業」について伺う。
平成29年、我が会派の権守議員が本会議で取り上げ、この事業の必要性を訴えたところである。本県でも事業を実施していることにうれしく思う。生徒が抱える様々な悩みを、身近なSNSを活用して相談できることは非常に重要である。昨年6月から相談対応をしている中で、例えば「もう死にたい。」や「もうダメだ。」などといった緊急度の高い相談の件数はどのくらいあったのか。

(教育長)

A： SNS相談については、業務に精通している民間企業に委託して実施しており、2月末時点で、延べ1,099件の相談に対応しております。そのうち生徒から死にたいなどの内容を含むなど緊急度の高い相談は、66件ございました。その中で、即時に対応を要するかなどリスクレベルを判断し、相談者の生命・身体に強い危険性がある場合は、委託先から県へ速やかに報告が入り、県と委託先が連携し対応することとなっています。

Q： SNS相談が子供たちの気持ちのよりどころとなってもらいたい。また相談した子供たちが少しでも楽になってもらいたいと思っている。文章だけで返信をすることは、直接話をするよりも声のトーンや強弱が分かりづらいため、非常に難

しいと思う。生徒への返信や対応に留意していただきたいと思うがいかがか。

(教育長)

A： 先ほどの答弁の中で、緊急度の高い相談は66件あったとお答えしましたが、その中で安否確認や相談者の見守りなど直接行ったものは10件ございました。

続きまして、委員の御質問についてですが、御指摘のとおり、一般的にSNS相談は文字のやり取りだけで、表情や音声の情報を伴わないことから、発信者の意図が相手方に適切に伝わりにくいという懸念がございます。子供たちからの悩みや不安に寄り添って対応するためには、相談員の質の確保と併せて、こうしたSNS相談の特徴を理解することも重要であると考えております。そのため、委託業者の選定に当たっては、相談員の資格要件や過去の相談業務の経験など、一定の条件を付しております。また、委託期間中も、予め相談員を対象としたSNS相談のスキル向上のための研修を実施させるなど、質の確保を図っております。さらに、相談対応時に留意すべき点などを定めたマニュアルを作成し、相談対応の基本的な方針を定め、子供たちの気持ちに寄り添った対応に努めております。

今後も引き続き、相談員の質の確保に努めるとともに、状況に応じマニュアルを見直すなど、子供たちの心のよりどころとなるような相談窓口になるよう対応してまいります。

Q： 主要な施策の15ページ「学校におけるヤングケアラー支援事業」について伺う。委員が繰り返し質問をしているが、本当に大事な事なので、私からも質問させていただく。

私が議員になって2年目のことである。小学校5年生の男の子から電話があった。ポストに入っていたチラシを見て、「何でも相談ください。」と書いてあったので、電話しましたということだった。

内容をよくよく聞くと、「宿題をする時間を確保するためには、どうすればいいか教えてください。」という内容であった。

最初はどういう意味か全く分からなかったが、よくよく聞くと、彼は学校から帰ってきて、洗濯をし、食事をして、全てを行っていた。詳細は伏せるが、とにかく大変な状況であった。約1か月掛かって、状況を打破するために動いた。ようやく光が見えた時は、とても嬉しかった。何よりも、子供自身で、自分は同級生と少し違うんだと気付いたことが救いだと感じた。

委員も指摘しているが、子供が自分で気付くことは本当に難しい。当たり前のことを当たり前に行っている、そのように子供が考えてしまうと分からなくなるものだ。家の手伝いを普通に行う児童とヤングケアラーの違いを理解してもらうのは、非常に難しいと私は思う。しかし、「自分自身はヤングケアラーだ」と認識して誰かに相談してもらうことが非常に大事だと思うが、この支援体制をどう取り組んでいくのか伺う。

(教育長)

A： 子供たち一人一人が、自分が担っている家事とかあるいは介護を通じて、家族に対する愛情とか、あるいは家族の一員であるという自覚を育むことは、重要な意味を持っており、それを肯定的に受け止めるように児童生徒を指導することは大切だと考えております。

その一方で、委員からお話ございましたように、より良い介護が周囲から期待される余り、自分が担いきれないほどの量や長い時間の介護に当たることで、学習意欲が低下してしまったり体調不良ですとか欠席がちになるということは避けなければならないと考えております。

本人の生活に影響が出るほどの介護に当たって、助けを必要とする、いわゆるヤン

ゲケアラーの状態であるのか、そうでないのかは、一人一人の状況によって異なるために、簡単には判断はできないものと考えております。

まずは、自分には支援が必要だと感じた時には、自ら進んで学校の先生などに相談するよう児童生徒に対して意識啓発を図るとともに、学校における教員のきめ細かな声掛け、相談体制の構築に努めてまいります。

また、自分の周りに、介護等で学校生活に支障を来している友達がいた場合には、話し相手になってあげること、悩みを聞くことなどが、ヤングケアラーの支援につながることをしっかり教育することも大事だと考えております。

ヤングケアラーに関する取組は、まだ、入り口に立っている状況にあります。今後、普及啓発と理解促進を図っていく過程で、どのような指導が適切かつ効果的であるか、しっかり研究してまいりたいと思います。

【日本共産党埼玉県議会議員団】

Q： 歳出予算の事業概要の19ページ「給与費」について伺う。

コロナ禍の中で分散登校により少人数学級の良さが再認識された。日本共産党は再三、議会で取り上げてきた。ようやく国は世論に押され重い腰を上げて義務標準法を改正し、2025年までの5年間で小学校2学年から6学年まで35人学級にし、必要な教職員定数を措置するとしている。しかし、規模もスピードも不十分であり、全国では15の自治体が少人数学級の独自施策の拡充を目指しているところである。埼玉県は、小学校3学年で35人学級を前倒しで行うとのことだが、これに必要な予算はいくらか。

(教育長)

A： 国において、義務標準法が改正され、小学校2学年が35人学級となった場合、県では、令和3年度、小学校3学年においても、35人学級編制が可能となるような仕組みを検討しております。

これは、ティームティーチング等を行うための国の加配定数を活用して、市町村や学校の実情に応じて、35人学級を選択できるようにするものです。

国の加配定数を活用するため、新たな教員の増員や予算措置は必要ないものと考えております。

○： 前倒しのための財政負担はないということで了解した。更に一步前に足を踏み出し、是非、県として少人数学級の取組を前へ進めてほしい。

○： 委員長、資料を使用したいので配布をお願いする。

○： 委員の質疑に際し、資料の使用及び配布を認める。

Q： 主要な施策の1ページ「学力・学習状況調査の実施及び調査結果の活用事業費」2億4253万円について伺う。

昨年の予算委員会でも秋山文和県議がこの問題を取り上げている。今年もこの個人結果票を配らせていただいた。児童や担任教師には、問題も解答も返却されことなく、この個人結果票のみが配られる仕組みである。2ページの囲み部分、学習に関するアドバイスの中ほどには、「文章を読むときは比喻や反復などの表現の工夫に気付くように読みましょう。」と書いてある。非常に抽象的である。小学校6年生にこのようなアドバイスをすることがどんな効果があるのか、本当に疑問である。タブレットが導入されてCBT調査に関わると、もう少し具体的なアドバイス

が行われるようになるのか。

(教育長)

A : 現在の調査ではお手元配布の資料のとおり、A3判両面一枚で調査結果を返却しております。C B T化以降は、子供たち一人一人の調査結果をタブレット端末等に表示して返却することも視野に入れて検討を進めております。C B T化により、解答に要した時間の履歴など、より細かなデータを取得できることから、その分析結果を活用し、より多くの具体的なアドバイス等を提示できるようにしていきたいと考えています。例えば、解答までに掛かった時間と解答内容から、「問題を解くのは早いですが計算ミスが多い。」子供に対して、「テストの終わりに計算結果を見直してみよう。」といったアドバイスを与えることができるようになると考えております。

Q : 東京都は、小学校5年生と中学校2年生で行っていた学テを、2021年度から廃止すると決めている。都教委は廃止の理由を、国や市町村での重複したテストが行われていることや、教員への負担を挙げている。また、生徒からはテスト漬けで嫌でたまらないという声が上がっていたそうである。都は、21年度から学習意欲などの意識調査を行うということである。東京都の決断に学んで、学力・学習状況調査も廃止すべきではないかと思うがいかがか。

(教育長)

A : この調査は、子供たちの学力の伸びや生活状況等をデータに基づいて把握して、必要な施策や効果的な取組がどのようなものなのかを判断する上で基盤となる、重要な調査であると考えております。県としては、この調査は子供たち一人一人の学力を確実に伸ばすために必要な調査であり、今後とも継続して実施してまいります。

Q : 主要な施策の6ページ「教育の情報化の推進」について伺う。

1人1台端末の整備についてである。小・中学校においては国が1人1台のタブレットを用意するが、高校生については、スマホを持っていない生徒にはタブレットを貸し出すとのことだが、経済的理由でスマホを持ってない生徒がはっきりと表れてしまうので、小・中学校のように1人1台タブレットを用意すべきと思うが、どのように考えるか。

(教育長)

A : 県立高校におきましては、県が生徒1人1台端末を整備することについて、財政面で大きな負担がございますので、個人が所有する端末を活用する、いわゆるB Y O Dで1人1台環境を整えたいと考えております。委員御指摘のとおり、経済的理由で端末を用意できない生徒に対して十分配慮をする必要があると考えております。そのため、本議会におきまして、低所得等の事情でタブレット端末を購入できない家庭に対して、貸出し用のタブレット端末等の整備に掛かる費用をお願いしているところでございます。このような整備を行う中で、端末を購入できない生徒の心情にも配慮しながら、I C Tを活用した教育の推進について、努めてまいります。

Q : 経済格差が学力格差を生まないように随時支援していくという決意をお願いしたい。次に、電磁波による子供たちの健康への影響を心配する声がある。文部科学省でもI C Tを活用した教育を実施する上で、留意すべき事項を整理するために平成24年と25年に調査を実施しており、配慮事項として電磁波の影響を指摘しているが、県としてどう対応するのか方針を伺う。

(教育長)

A： 総務省によりますと国際基準をベースに、「電波防護指針」を作成しております。この指針に基づき作られたICT機器は電磁波が人体に影響がないよう出力を低く抑えられているとのことでございます。現在、流通している電子機器はこの指針に基づき作られているものと認識しております。また、世界保健機関では、現時点で無線LANを含めた電磁波と電磁波過敏症との関連があるという科学的根拠はないとしております。学校でICT機器を使用する場合、例えば視力の低下やドライアイ、姿勢の悪化など児童生徒の健康面を十分配慮して活用するよう、学校を指導してまいります。

Q： ICT支援員の配置についてである。教育の情報化については様々懸念されることがあるが、その一方で視覚障害がある児童生徒のためのテキスト読み上げ機能や、注意や集中の維持に困難を抱える児童生徒にアニメーションを活用することにより注目すべき箇所を分かりやすく表示する、また、病弱児や様々な理由で登校できない子供たちがテレビ会議システムを利用して自宅から授業を受けることを可能にするなど、ICTの活用により生徒の困難さに対して支援をすることが可能になるメリットがある。県立高校の数を考えると二人では足りないと思うが、全ての学校、せめて特別支援学校には最低一人は必要と考えるがいかがか。

(教育長)

A： 今回、配置を予定しているICT支援員は、来年度教育局に設置をいたします「ICT教育推進課」におきまして、専門性を生かして県内全域でのICT教育の推進に役立てたいと考えております。今後はICT支援員の活用も含めて、教育局全体で凹凸がないように、特別支援学校も含めてしっかりとICT教育が推進されるよう支援してまいります。

【無所属改革の会】

Q： 主要な施策の1ページ「学力学習状況調査の実施及び調査結果の活用事業」の基となる県立高校入試について伺う。

県内全域の平均点が、たとえどんなに上がったとしても各地域における平均点の低い高校、そして、合格してきた子の中で最低点であった子、例えばの話だが、数学の一番の問題は4点であるが、一番の問題が二つできなければ、10点以下になるわけだが、10点以下の子が何割いるのか。私は何パーセントも県内にはいるのではないかと思っている。そのような中で、皆さんが子供だった時代と比べて、家庭の状況は様々、いろいろな状況を抱えている。学習意欲の根底となる自己肯定感というものも、なかなか厳しい中で、今日、教育長からは様々な場面で、現場の先生が子供に寄り添うという話があった。そのような中で、県の教育委員会の皆さんは、その現場を支える立場である。そこで、中学からに比べて高校に入ってから、学力を何とか挽回しようと思っても大変厳しい状況である。そのような中で、ある県立高校がもし、今後、うちの高校だけは独自の問題をやらせてほしい、と申し出があった場合、教育局としてどのような判断をするのか。

(教育長)

A： 今年度、複数の県立高校の校長に学校で独自に問題を作成することについて、聞き取りを行っております。校長からは、毎年一定の難易度をそろえた問題をきちんと作成するという点については、なかなか課題があるということで、希望はしないということでした。高校入試の問題は、県の責任において作成するもの

でございますので、現時点において、学校独自の入試問題の作成は考えておりません。

Q： 県全体ということなので、今度は県としての入試問題の作成についてであるが、現在、二つの種類を三つにするとか、あるいは、英語のリスニング、最近では、コロナの影響でカタカナで、文字で覚えるよりも耳で覚えることが多い。そのような中で、リスニングの配点を上げるなど考えを伺う。

(教育長)

A： 高校入試の学力検査問題は、中学校で3年間、あるいは、小学校6年間も含めて、一生懸命勉強してきた成果がきちんと評価される、そのような問題にしていくべきだと私自身思っております。委員御指摘の勉強が苦手な中学生も意欲を持って高校入試に取り組めるように、問題の資料を増やしたらどうかという御指摘でございますが、以前は1本でやっておりました。それを今2本にしてやっておりますが、近年平均点が、特に数学が、平均点が低いわけでありましたが、100点満点で40点台が続いておりましたが、昨年の問題では、67.9点という平均点になっておりますので、難易度としては、少し改善をしてきている、子供たちがより多くの問題に積極的に取り組めるような問題に改善をされてきているかなと思っております。入試問題というものは、日々改善をしていくものだと思っておりますので、今後とも生徒が意欲を持って、受検できるような問題の作成に取り組んでまいりたいと思います。

Q： 先ほど、委員から資料を頂いたことで言うと、確かに全体としては平均点は上がっているが、子供にとっては、レベル1、レベル2のまま、ずっと、「あなたの学力は上がっていませんよ」という子がいることが事実なので、先ほどのような話をした。そこで、県立高校に入れる募集枠について、特別支援学校に行かずに、一般的な県立高校に入れる募集枠というものは、来年度も含めて、今後増えていくのか。具体的に聞かせてほしい。

(教育長)

A： 高校入試におきましては、受検の希望があれば、学力検査等で合理的配慮を行って、障害があっても学力検査で力を発揮できるように、必要な措置を行っているところでございます。高校入試の後も、学校では個別具体的に特別な支援計画を作りましたり、施設設備の改修、できる限りのことはさせていただいて、学びの場の提供に努めているところでございます。委員から今お話がございましたように、高校において、特別な枠を設けて募集をするということは、現在はしておりませんが、今後とも障害がある生徒が、県立高校を受検する場合には、他の受検生との公平性を担保しながら、不利益を被ることがないように、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

Q： 募集枠は増えていくということで理解してよいか。

(教育長)

A： 募集枠を、今、設けておりません。特別に枠を設けて、この学校に5人、3人とか、そのような枠を設けて別建てで募集をするという考えはございませんので、引き続き、高校は高校としての募集の枠の中で、受検をしたい生徒さんがいらっしゃれば、その中で対応させていただくということを考えております。

Q： 県立高校再編計画について、勉強が苦手な高校から潰していくようにならないよ

うな方策について、最後に教育長の考えを伺う。

(教育長)

A： 県全体で志願者が減っていく中で、だんだん規模が小さくなっていってしまいますと、教育活動も縮小してしまい、部活動も行事もなかなか活性化しないということがございますので、地域にとって、こういう学校だったら行ってみたいと、魅力ある学校に再編することで進めてまいりたいと考えております。

Q： 歳出予算の事業概要の14ページ「人権感覚育成事業」について伺う。
学力・学習状況調査の結果を踏まえると、学力の問題以前の問題という課題が見えてくる。そこで、アタッチメント教育、愛着教育について、来年度以降の取組を伺う。

(教育長)

A： アタッチメント教育であります。子供たちが自分自身を大切にされている、家族からも地域の方からも大切にされているということをしちんと教えるということは、非常に大事なことだと思っております。私も、自尊感情を育ててあげるということは、将来、自信を持って世の中に出ていくという上で、すごく大事なことだと思っております。

同様の取組は、県立学校の取組で申し上げますと、例えば、近所のお母さんに赤ちゃんと一緒に来ていただいて、赤ちゃんを抱っこして、自分もこういうふうにかわいがってもらっていたんだという記憶を呼び戻す取組とか、そういうことで自尊感情を育む実践が行われております。

あるいは、県が独自に発行しております「人権感覚育成プログラム」を活用して、ロールプレイングなどを通じて自分自身の長所と短所を肯定的に受け止めようとする態度を育成するような取組も行っております。

引き続き、あらゆる機会を通じまして、児童生徒一人一人の自尊感情、あるいは自己肯定感を育む教育にしっかり取り組んでまいります。

Q： 歳出予算の事業概要14ページ「障害者雇用推進事業」について伺う。
県庁の第二庁舎1階の障害者雇用の先端であるアンテナショップは、例えば贈答品などを置いていない。そういう技術指導についてどのように考えているのか。

(教育長)

A： 教育局で雇用しております通称「チームぴかぴか」と申しておりますけれども、この取組は特別支援学校を卒業する際に一般企業等に就労できなかった子供たちを教育局の会計年度任用職員として雇用いたしまして庁内あるいは県立の施設等で業務を行う中で、働きながら学んで企業への就労へ結び付けるという取組でございます。チームぴかぴかでは文書の集配ですとか、封入作業、環境整備、シュレッダー掛けなどの業務を行っております。アンテナショップかっぱから技術指導等の要請がございましたら、チームぴかぴかの業務と直接結び付くものなどよく御相談をさせていただいて生かせるものは生かし協力してまいりたいと考えております。

県議会令和3年2月定例会

予算特別委員会総括質疑における質疑委員 氏名・質疑事項・質疑応答要旨

月日	質疑委員	質疑事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
3 月 19 日 (金)	中屋敷 慎一 (自民)	6 いわゆるパレットスクールの今について (知事・高校教育指導課)	2
		(高校教育指導課)	3

【答弁者】【質疑順序】【質疑年月日】【質疑委員(会派名、会派内発言順序)】

知事 No.1 3年3月19日 中屋敷 慎一委員(自民、No.1)

【質疑事項】

6 いわゆるパレットスクールの今について

【質疑要旨】

① いわゆるパレットスクールの今について

【質疑応答要旨】

(中屋敷委員)

- 外部人材の登用に当たっては、しっかりとした財源が必要である。コロナ禍にあり、くまなくお訪ねいただけているとは思っていないが、実際にいわゆるパレットスクールを訪問したことはあるのか。

(知事)

- 実際に訪問したことはない。

(中屋敷委員)

- 是非お訪ねいただきたい。問題を抱えていても目が輝いていて、自分の将来を夢見ている子供たちがたくさんいることを知事に御覧いただきたい。いわゆるパレットスクールは本県の特徴の一つでもある。

(中屋敷委員)

- 「誰一人取り残さない」という視点に立って見ていただきたい。これは財政の問題を含めてなので、そこを検討していただきたいがいかがか。

(知事)

- いわゆるパレットスクールについては、教育長とのやりとりを伺い、その重要性等についても改めて認識した。
- 可能な限り早期に、実際にこの目で見させていただき、教育委員会から意見もいただきながら、必要な支援について検討する。

(中屋敷委員)

- 期待している。よろしくお願ひしたい。

【答弁者】【質疑順序】【質疑年月日】【質疑委員(会派名、会派内発言順序)】

教育長 No.1 3年3月19日 中屋敷 慎一委員(自民、No.1)

【質疑事項】

6 いわゆるパレットスクールの今について

【質疑要旨】

① いわゆるパレットスクールの今について

【質疑応答要旨】

(中屋敷委員)

- いわゆるパレットスクールについては、課題を抱えている生徒を支えるためにいろいろと工夫をしていると思うが、それで充足されているかというとなかなか厳しいものがあると考えている。
- 現在の加配の状況を伺う。

(教育長)

- いわゆるパレットスクール4校は、単位制の総合学科の学校で、多様な生徒が在籍しており、きめ細かな指導を行うため、今年度は、4校合わせて39名の教員を加配措置している。

(中屋敷委員)

- 令和2年度の卒業生の中で合理的な配慮が必要な生徒がどれぐらいいるのか伺う。

(教育長)

- いわゆるパレットスクール4校の今年度の卒業生は、合わせて490名である。そのうち、発達障害などの合理的な配慮が必要な生徒は全体の約12パーセントである。

(中屋敷委員)

- 合理的な配慮という部分を支える外部人材について、充足しているとは感じない。
- 課題を抱える人は早くから支えることが重要であり、早くからの生徒への支援が必要であると考えがいかがか。

(教育長)

- 入学する生徒の中には、様々な課題がある生徒もおり、学習状況、家庭状況、特別な支援を必要とする状況などを把握した上で、一人一人の状況に応じ

たきめ細かな対応をするため、教員の加配や、就職支援アドバイザー、スクールカウンセラーなど、様々な外部人材を他の学校に比べ手厚く措置している。

- こうした外部人材を効果的に活用し、入学当初の早い段階から一人一人の生徒に寄り添い、卒業後も、社会の中で自立して生きていけるよう、県としてしっかりと支援していく。

文 教 委 員 会

氏名 (ふりがな)	会派	期数	選挙区	特別委員会	議運	図書	備考
◎ ミタ 美田 ムネアキ 宗亮	自 民	2 期	東第10区 (三郷市)	人材育成・文化・ スポーツ振興			
○ ヤマグチ 山口 キョウコ 京子	自 民	1 期	東第5区 (蓮田市)	少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策		●	
● アサイ 浅井 アキラ 明	自 民	2 期	東第8区 (越谷市)	○ 公 社 事 業 対 策			
● アライ 新井 ゴウ 豪	自 民	3 期	北第1区 (秩父市)	◎ 自 然 再 生 ・ 循 環 社 会 対 策			
● オカチ 岡地 マサル 優	自 民	3 期	南第14区 (桶川市)				副議長
● ナカヤシキ 中屋敷 シンイチ 慎一	自 民	4 期	南第16区 (鴻巣市)	経 済 ・ 雇 用 対 策	●		
● オカムラ 岡村 コヨリ子 ゆり子	県 民	1 期	南第2区 (川口市)	少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策			
● ヤコ 八子 トモヒロ 朋弘	県 民	1 期	西第6区 (富士見市)	危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策			
● ツジ 辻 コウジ 浩司	民主フォーラム	1 期	東第8区 (越谷市)	公 社 事 業 対 策			
● シオノ 塩野 マサユキ 正行	公 明	5 期	南第2区 (川口市)	人材育成・文化・ スポーツ振興			
● ヤギシタ 柳下 レイコ 礼子	共産党	7 期	西第1区 (所沢市)	少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策			

人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 特 別 委 員 会

氏名 (ふりがな)	会派	期数	選挙区	常任委員会	議運	図書	備考
◎ タケウチ 武内 マサフミ 政文	自 民	3 期	西第9区 (毛呂山町・越生町・ 鳩山町)	環 境 農 林			
○ マツザワ 松澤 タダシ 正	自 民	2 期	東第12区 (吉川市・松伏町)	企 画 財 政			
● ワタナベ 渡辺 ダイ 大	自 民	1 期	西第5区 (ふじみ野市・ 三芳町)	○ 福 祉 保 健 医 療			
● ミタ 美田 ムネアキ 宗亮	自 民	2 期	東第10区 (三郷市)	◎ 文 教			
● タテishi 立石 タスヒロ 泰広	自 民	3 期	南第2区 (川口市)	総 務 県 民 生 活	◎		
● モロイ 諸井 マサヒデ 真英	自 民	4 期	東第2区 (羽生市)	環 境 農 林			
● ミヤザキ 宮崎 エイジロウ 栄次郎	自 民	5 期	南第10区 (さいたま市南区)	警 察 危 機 管 理 防 災	●		
● エハラ 江原 タミコ 久美子	県 民	2 期	北第4区 (深谷市・美里町・ 寄居町)	企 画 財 政	○		
● スズキ 鈴木 マサト 正人	県 民	5 期	南第17区 (志木市)	警 察 危 機 管 理 防 災			
● シラネ 白根 ダイスケ 大輔	民主フォーラム	1 期	南第2区 (川口市)	企 画 財 政		●	
● シオノ 塩野 マサユキ 正行	公 明	5 期	南第2区 (川口市)	文 教			
● ナカガワ 中川 ヒロシ 浩	改 革	3 期	西第4区 (狭山市)	企 画 財 政			

◎委員長、○副委員長、●委員